

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例

運用の手引き

松 山 市

目 次

1. 条例の制定について	1
2. 条例の対象範囲	
(1) 基準日	1
(2) 対象地域	1
(3) 建築の区分	1
① 新築の場合	
② 増築の場合	
③ 上記以外の場合	
(4) 面積	2
① 大規模建築物と対象建築物	
② 節水対象部分とならない用途の例	
3. 節水対策の内容	
(1) 節水型機器の設置基準	3
① 水洗便所の節水対策	
② 浴室（シャワー室）の節水対策	
③ 台所の節水対策	
④ 洗面所の節水対策	
⑤ その他の場所での節水対策	
⑥ 節水型機器に関する品質・性能等の基準について	
⑦ 節水型機器の設置が困難な場合等	
(2) 雨水貯留設備の設置基準	6
① 雨水貯留設備の構造・材質等	
② 貯留槽の容量について	
③ 雨水貯留設備の設置が困難な場合	
(3) その他	7
① 補助制度について	
② 表彰制度について	
③ 設置基準の改訂について	
4. 手続きの流れ	
(1) 節水計画書等の提出	8
① 節水計画書及び添付資料等について	

② 提出期限	
③ 提出先・提出方法等	
④ 様式	
⑤ 事前相談について	
(2) 節水計画の確認等	10
① 節水計画書等の審査	
② 確認書の交付	
(3) 建築確認申請～工事の施行	11
① 建築確認申請時の留意点	
② 工事施行中の留意点	
③ その他	
(4) 完了届の提出	13
① 完了届提出時の留意点	
② 節水計画書から変更した内容について	
③ 提出期限	
④ 提出先・提出方法等	
⑤ 様式・記入例	
(5) 完了検査	14
① 完了検査の実施日	
② 完了検査の実施内容	
③ 検査済証の交付	
(6) 中間検査	15
① 中間検査を実施する場合	
② 提出期限	
③ 提出先・提出方法等	
④ 様式・記入例	
(7) 公表	16
① 公表を行う場合	
② 公表の内容	
③ 公表の方法等	
(8) その他	17
① 維持管理について	
② 立入検査について	
③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律について	
5. 参考資料	18

1. 条例の制定について

松山市では、節水型都市づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで潤いのある地域社会の実現を図ることを目的として、平成15年8月に「松山市節水型都市づくり条例」を施行しています。

節水型都市づくり条例では、長期的な計画の策定や水資源の確保を市の役割、節水や水資源の有効利用・保全を市民・事業者皆さんの役割とし、それぞれが連携・協力しながら節水型都市づくりを進めております。

「松山市大規模建築物の節水対策に関する条例」は、節水型都市づくり条例の趣旨を受け、その中の一方策を実現するために制定されたものであり、大規模建築物を建築する方に節水対策の実施についてご協力をお願いするもので、この「運用の手引き」は、これから大規模建築物を建築される方のために、条例に係る制度の内容と具体的な手続きの方法等を掲載しております。

2. 条例の対象範囲

(1) 基準日

施行日は、平成17年4月1日です。

対象となる建築物は、平成17年4月1日以降に建築確認申請（建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知を含む。以下同じ。）を行うものに限り、したがって、平成17年3月31日以前に建築確認申請を行っている建築物は対象に含まれません。（平成17年3月31日以前に建築確認申請を行っており、平成17年4月1日以降に建築確認申請を変更した場合については対象としませんが、新たに別件として申請した場合は対象とします。）

(2) 対象地域

対象地域は、松山市の行政区域全域です。

(3) 建築の区分

対象となる建築の区分は、新築又は増築です。この場合の「新築」「増築」は、建築基準法上の解釈と同じです。したがって、既存の建築物を全部取り壊してから建築した場合（一般的には全部改築と言われる場合）も「新築」の取り扱いとなります。

① 新築の場合

建築物の床面積の合計（増築の場合は増築部分の床面積の合計。以下、この手引きにおいては両方合わせて「延べ面積等」と表示します。）で対象かどうかを判断します。

② 増築の場合

増築部分の床面積の合計で対象かどうかを判断します。（既設部分は対象に含めません。）

③ ①②以外の場合

床面積が減少する場合（新築に当たらない場合に限る。）と、建築基準法上の「改築」の場合がありますが、どちらも条例の対象としません。

(4) 面積

① 大規模建築物と対象建築物

延べ面積等が1,000㎡以上の場合、これを「大規模建築物」とし、節水計画書又は届出書の提出の対象となります。

大規模建築物のうち、倉庫や駐車場などの専ら水を使わない部分を除いた部分（これを節水対象部分と言います。）が1,000㎡以上である場合は、これを「対象建築物」とし、節水計画書を提出して節水対策を実施する必要があります。

また、節水対象部分が1,000㎡未満である場合は届出書を提出する必要があります。

② 節水対象部分とならない用途の例

節水対象部分は、延べ面積等のうち、日常、人の出入りがなく全く水を使うことが想定されない場所以外の部分です。（延べ面積等に含まれない部分は、節水対象部分にはなりません。）

したがって、建築基準法上の「居室」に当たるものは、全て「節水対象部分」となります。また、廊下や玄関、階段などは「居室」には当たりませんが、人が日常的に使用するという意味で「節水対象部分」に含みます。

節水対象部分とならない用途は、概ね以下のようなものです。（詳細は「節水対象部分かどうかの判断の目安」資料77ページをご覧ください。）

- ・倉庫（常時人の出入りが無い場所。押入れやクローゼットなど、1室中の収納スペースは除く）
- ・駐車場（自転車の駐輪場を含む。建築物の地下や1階部分が駐車場である場合など）

なお、建築物全体に占める節水対象部分以外の面積が著しく小さい、あるいは節水対象部分の面積が明らかに1,000㎡を上回る、といった場合については、事務が煩雑になることを避ける意味で、「延べ面積等」＝「節水対象部分の面積」として取り扱うことも可能です。

建築物によって用途は様々ですので、判断できない場合は下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 : 松山市開発建築部 建築指導課

電話 089-948-6511

ファクシミリ 089-934-0640

Eメール : kenchikus@city.matsuyama.ehime.jp

3. 節水対策の内容

(1) 節水型機器の設置基準

節水型機器の設置基準は別表（資料 28 ページ）のとおりですが、ここでは場所毎に具体的な基準を例示します。

① 水洗便所の節水対策

水栓便所については、室内の機器 1 つ毎に 1 項目以上の条件を満たすことが必要です。したがって、便器や水栓が複数ある場合は、その一つひとつが何らかの節水機能を有していることが必要となります。

設置条件は「大便器」と「水栓」に分かれており、以下のような性能・機能を満たすものでなければなりません。

【大便器】の設置基準

大便器 1 箇所につき、下表の②～④の性能・機能のうち、いずれか 1 つを満たさなければなりません。ただし、ユニットバスを設置する場合、大便器自体の性能基準を満たすことが難しい場合があるため、対象から除きます。

項目	性能・機能
①便器の型式	和式・洋式は問わない（どちらでも良い）
②洗浄方式	ロータンク式の場合は、1 回当たりの洗浄水量が 8 リットル以下であること フラッシュバルブ式の場合は、流量を調節できる機能を有したもの（＝節水型）であること
③便器の構造	大小切替式又は手洗いが可能な構造であること
④その他	洗浄水に雨水を利用していること 流水擬音装置を設置していること（住宅を除く。）

いずれか 1 つを満たすこと

【水栓（トイレ内）】の設置基準

トイレ内の水栓 1 箇所につき、下表の①、②の性能・機能のうち、いずれか 1 つを満たさなければなりません。

項目	性能・機能
①水栓の型式	自動感知式又は自閉式であること
②付加機能・構造	泡まつ機能付きであること 定流量弁や流量調節弁を設置又は内蔵していること 節水こまを設置していること

【小便器】の設置基準

小便器には設置基準は設けておりません。これは、節水型であるかどうかの定義を一律に決められないためですが、従来型に比べて使用水量の少ないタイプの設置をお願いします。

② 浴室（シャワー室）の節水対策

浴室（シャワー室）では、1室毎に1つ以上の項目を満たすこととしています。なお、下記の基準のうち、浴槽に関するものは、浴槽のないシャワー室には適用しません。

【浴室（シャワー室）】の設置基準

浴室（シャワー室）1箇所につき、下表の①～③の性能・機能のうち、いずれか1つを満たさなければなりません。ただし、ユニットバスを設置する場合、浴槽やシャワーの性能基準を満たすことが難しい場合があるため、対象から除きます。

項目	性能・機能
①シャワーヘッドの機能	節水型散水板付き又は一時止水機能付きであること
②浴槽の機能	追だき機能又はあふれ防止機能（※1）が付いていること
③水栓（湯水混合水栓）の型式	シングルレバー式、サーモスタット式、自閉式のいずれかであること（※2）

※1 あふれ防止機能については、浴槽そのものに機能を有するもののほか、タイマー等を別途設置することも可とします。

※2 湯又は水のいずれか一方のみの水栓については、設置基準は設けていませんが、節水こまの設置が可能であれば、設置をお願いします。

【注意】 浴室以外での対策が、機器（水栓、便器）1箇所につき1つの対策が必要なのに対し、浴室（シャワー室）については、1部屋ごとに1つの対策で良いこととしています。これは、浴室に設置される機器は単独で節水型機器の基準を満たすのが難しいことと、銭湯などの多数の水栓、浴槽がある場所において節水対策を行う場合の柔軟性を確保するためです。したがって、対策を行う機器を複数設置する場合（例えば、シャワーや浴槽が浴室内に複数ある場合）には、1箇所でも基準は満たしたことになりますが、条例の趣旨をご理解いただき、できる限り多くの機器に対策を講じるようお願いします。

③ 台所の節水対策

台所では、住宅に設置する場合のみを対象とし、水栓1箇所毎に項目を満たすこととしています。これは、飲食店等の業務用厨房においては、水を使用することが業務のため必要であることによるものです。また、水を大量に貯めなければならない水栓を少量しか水が出ないものにしても、時間がかかるだけで節水にはつながらないなど、水栓を節水型にするデメリットが大きい場合も考えられるためです。（もちろん、可能であれば、節水こまの設置等をお願いします。）

【台所】の設置基準

台所の水栓1箇所につき、下表の性能・機能のうち、いずれか1つを満たさなければなりません。ただし、いずれも住宅に設置する場合に限ります。

項目	性能・機能
①水栓の型式	ハンドル式の場合は、節水こまを設置していること 湯水混合水栓の場合は、シングルレバー式又はサーモスタット式であること

④ 洗面所等の節水対策

洗面所等については、業務用などでトイレ内に併設される場合はトイレの設置基準に含め、浴室内に設置される場合は浴室の設置基準に含めます。したがって、ここで言う「洗面所」は、これら以外の場所に単独で設置されるものをいいます。

単に「洗面」のみに使用する場所だけを対象としているのではなく、手や物を洗ったりする屋内の水栓を全て対象にしています。

【洗面所等】の設置基準

洗面所等の水栓1箇所につき、下表の性能・機能のうち、いずれか1つを満たさなければなりません。

項目	性能・機能
①水栓の機能・型式	湯水混合水栓の場合は、シングルレバー式又はサーモスタット式であること 節水こまを設置していること 自動感知式又は自閉式であること（※） 泡まつ機能付きであること（※） 定流量弁や流量調整弁を設置又は内蔵していること（※）

※ シャワー一体型洗面台を設置する場合は除きますが、シャワーに節水機能があるもの等を選択していただくようお願いします。

⑤ その他の場所での節水対策

対象となる場所は上記①～④としており、その他の場所（例えば、水を使う作業場、ホテルや飲食店の厨房、屋外の散水栓など）は節水型機器設置の対象としませんが、これらの場所についても、できる限り節水型の機器を設置していただくようお願いします。

⑥ 節水型機器に関する品質・性能等の基準について

節水型機器として設置する機器・器具等については、水道（上水道や簡易水道など）に接続する場合、節水に関する性能以外に水道法上の給水装置としての品質・性能等の基準を満たす必要があります。基準の内容については、後段の参考資料（61ページ）をご覧ください。

⑦ 節水型機器の設置が困難な場合等

節水型機器を設置することで水圧が低下し、給水や排水に重大な支障が生じる場合など、合理的な理由がある場合は、節水型機器を設置しないことができます。

また、節水型機器でないがデザイン性に優れた外国製の水栓を設置したい等のご要望がある場合には、他の機器等で節水対策を実施すること等により代替することもできます。

いずれも市が認めた場合に限られますので、詳細な内容についてはお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：松山市開発建築部 建築指導課

電話 089-948-6511 ファクシミリ 089-934-0640

Eメール：kenchikus@city.matsuyama.ehime.jp

(2) 雨水貯留設備の設置基準

雨水の有効利用を図るため、雨水貯留設備を対象建築物毎に1基以上設置しなければならないこととしています。また、雨水の用途については特に限定しておりません。(必ずトイレの洗浄に利用しなければならない、といった制約はありません。)ここでは、雨水貯留設備の設置基準について解説します。

① 雨水貯留設備の構造・材質等

雨水貯留設備は雨水を貯留して散水等に利用するため、それにふさわしい構造・材質を有することとしています。また、水道水(上水道など)を補給する場合には、水道側の基準(誤接合などが無いこと等)も満たさなければなりません。維持管理を行う上では、幼児等の誤飲防止のための措置(鍵をかける等)も必要です。

【雨水貯留設備】の設置基準(性能・機能の基準)

項目	性能・機能
①構造	水漏れしない構造であること 貯留した水の蒸発やほこり等の混入を防ぎ、内部の清掃が可能な構造であること
②材質	貯留した水を汚染することなく、日光を遮断できる材質であること
③その他	水道水を補給する場合は、水道に接続するための基準を満たしていること(※)

※ 基準の詳細については、後段の参考資料(31ページ)をご覧ください。

② 貯留槽の容量について

貯留槽の容量については、年間の降水量や降水の頻度、集水面積、貯留した雨水の用途(使用量)などの条件に影響を受け、その関係が非常に複雑なこと、また、雨水タンクの置き場所を確保することが困難な場合があることなどから、一律に一定規模以上の容量を義務付けることが不可能なため、設置基準は設けていません。

③ 雨水貯留設備の設置が困難な場合

条例では、「雨水貯留設備を設置することが困難であると市長が特に認めたときは、雨水貯留設備に代えて雨水浸透設備を設置することができる。」としています。

「雨水貯留設備を設置することが困難」な場合とは、例えば、「敷地いっぱいにビルが建つため、雨水タンクの置き場所を確保することができない」、あるいは「貯留した雨水を利用する場所が全くない」といった状態が想定されますが、いずれも「市長が特に認めたとき」に限られますので、こうした状態が予想される場合には、事前にご相談下さい。

また、雨水貯留設備の設置ができないときは、その代わりに雨水浸透設備を設置することとします。雨水浸透設備には、浸透枮や浸透トレンチなどがあり、設置する場合の基準は次のとおりです。

【雨水浸透設備】の設置基準（性能・機能の基準）

項目	性能・機能
①構造	雨水を汚染することなく、地下に浸透させる構造であること
②その他	下水道に接続する場合は、下水道に接続するための基準を満たしていること（※）

※ 基準の詳細については、後段の参考資料（24 ページ、施行規則第 4 条第 2 項）をご覧ください。

(3) その他

① 補助制度について

この条例は、大規模な建築物に節水対策を義務付け、節水型機器の普及や雨水利用を促進する目的で制定されたものですので、条例の対象となった建築物については、節水型機器や雨水貯留設備の設置に対する補助金の交付はありません。

ただし、雨水タンクについては、雨水の有効利用のためにできる限り大きなタンクの設置を促進したいと考えていますので、有効貯留容量が 10m³を超える規模の雨水貯留設備を設置する場合には補助金を交付します。詳細は、補助金交付要綱（資料 27 ページ）をご覧ください。

② 表彰制度について

条例では、「節水対策に関する取組が優良かつ顕著な市民及び事業者に対して、その取組をたたえ、表彰することができる。」としており、例えば、雨水をトイレ洗浄水に利用するシステムを設置するなど、特に積極的な節水対策を実施した事例に対しては、その取り組みを表彰するとともに広く周知します。

③ 設置基準の改訂について

節水型機器については、日々、新製品が登場し、性能も向上していますので、時間の経過とともに現行の設置基準が実状に合わなくなってきた場合には、適宜、設置基準を改訂することを予定しています。

また、雨水貯留設備についても、主として衛生上の観点から、何らかの条件を追加したりすることがあります。

なお、これらの改訂があった場合には、その都度、ホームページ等でお知らせしていくこととしています。

ホームページアドレス：

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/kenchikus.html>

4. 手続きの流れ

条例における手続きの流れの概要は、参考資料 47 ページの「大規模建築物の節水対策に関する条例における手続きの流れ」にお示ししたとおりです。

ここでは、それぞれの手続き毎に、具体的な手続き方法・作成資料の内容等をお示しします。

(1) 節水計画書等の提出

① 節水計画書及び添付資料等について

ア 対象建築物に該当するとき（節水対象部分が1,000㎡以上のもの）

この場合は、建築確認申請の30日前までに「節水計画書」の提出が必要です。（節水計画書の記入例は48,49ページを参照して下さい。）

また、添付書類として、以下の資料等を合わせて提出して下さい。

【節水計画書に添付する資料等】

資料名	記載項目・内容等
1. 付近見取図 《作成例》 55 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物（予定地）を中心にした、周囲の建築物との位置関係が確認できる図面 ・図面右上に「付近見取図」と記載し、当該建築物（予定地）を赤色でマーキングして下さい。 ・大きさ：A4版（縦）又はA3版（横）（A3の場合は折り込み可）
2. 面積表及び図面 《作成例》 56,57 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・当該建築物の全体及び各階毎の延べ面積等と節水対象部分の面積を示した表及び各階毎の図面（図面は縮尺入りのもの、A4版まで縮小可） ・表は右上に「面積表」と記載し、延べ面積等と節水対象部分の面積が区別できるように作成して下さい。 ・図面は、各階毎に延べ面積等対象部分を太枠（黒）で囲い、そのうち節水対象部分を赤色でマーキングして下さい。ただし、「延べ面積等」＝「節水対象部分の面積」と見なす場合は、節水対象部分にかかるマーキングは不要です。 ・大きさ：表はA4版（縦）、図はA4版以上（A4より大きくなる場合は折り込み可）
3. 給排水設備の各階平面図及び機器仕様書 《作成例》 56,57 ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>節水型機器の取り付け位置を示した各階毎の図面</u>（他の図面との併用可、給排水系統図等の流用も可、A4版まで縮小可）及び設置した節水型機器の機器毎・型式毎の仕様書（節水機能について説明のある製品カタログなどでも可） ・図面は、節水型機器の取り付け箇所毎に、節水計画書の節水型機器の設置計画欄に記入したものと同一No.を赤色で記入して下さい。（No.の付け方等は、作成例を参照して下さい。） ・機器仕様書は、機器毎・型式毎に1部ずつ添付して下さい。（右上に前項と同じNo.を赤色で記載して下さい。） ・完了検査時の現地確認に使用しますので、正確に作成して下さい。 ・大きさ：図はA4版以上（A4より大きくなる場合は、折り込み可）、仕様書は原則としてA4版縦型

資料名	記載項目・内容等
4. 雨水貯留設備の設置場所を示した図面及び配管図 《作成例》 56, 57 ページ	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内（又は建築物内）における雨水貯留設備の設置場所を示した位置図及び配管図（他の図面との併用可，図面はA 4 版まで縮小可） 位置図は、設置箇所を赤色でマーキングして下さい。 配管図は、集水箇所から雨水タンクまでの集水管を青色で、雨水タンクから利用箇所までの給水管を緑色でマーキングして下さい。 雨水利用部分の配管系統図がある場合は、併せて添付して下さい。 大きさ：A 4 版以上（A 4 より大きくなる場合は、折り込み可）

※ 図面については、上表 2.～4. の図面を1つの図面上で合わせて作成しても可。（その場合は、図面が見易くなるよう、マーキング等は工夫して下さい。）

イ 大規模建築物には該当するが、対象建築物には該当しないとき（延べ面積等が1,000㎡以上で、届出書を提出したもの）

この場合は、建築確認申請の30日前までに「届出書」の提出が必要です。（届出書の記入例は50ページを参照して下さい。）

また、添付書類として、以下の資料等を合わせて提出して下さい。節水対策の実施は義務付けられませんが、可能な限り節水対策にご協力をお願いします。

【届出書に添付する資料等】

資料名	記載項目・内容等
付近見取図	・節水計画書の場合と同じ
面積表及び図面	・節水計画書の場合と同じ。ただし、節水対象部分以外の部分の面積については、必ず積算根拠（計算式）を記載して下さい。

ウ 大規模建築物に該当しないとき（延べ面積等が1,000㎡未満のもの）

この場合は、節水計画書・届出書を含め、書類の提出は必要ありません。また、節水対策の実施は義務付けられませんが、可能な限り節水対策にご協力をお願いします。

② 提出期限

節水計画書及び届出書の提出期限は、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の申請（いわゆる「建築確認申請」）をしようとする日の30日前までです。この提出期限はこの条例における節水計画書等の提出期限であり、建築確認の申請に何ら影響を及ぼすものではなく、30日前までに節水計画書等が提出できなくても、建築確認申請ができない訳ではありません。（ただし、節水計画書等の提出が必要であるにも関わらず提出しない等の場合は、条例に基づく指導・勧告等の対象になります。）

なお、国や地方公共団体の場合は、同法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする日の30日前までとなります。

③ 提出先・提出方法等

節水計画書及び届出書の提出先・提出方法等は下記のとおりです。

提出先 : 松山市開発建築部 建築指導課

住所 〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

電話 089-948-6511

提出方法: 郵送又は窓口提出

提出部数: 2部(正副各1部, 節水計画書等の押印したものは1部(もう1部はコピーで可)ですが、図面等へのマーキングは2部とも行ってください。)※

※ 副本については、節水計画書(又は届出書)の確認時に節水計画確認書等に添付して返却いたしますが、工事中に内容の変更があれば、完了届の提出の際に該当箇所を修正して提出していただくこととなりますので、大切に保管しておいて下さい。

④ 様式

節水計画書等の様式については、32ページからの様式集をご参照下さい。(コピーしてご利用下さい。ホームページからもダウンロードできます。)

ホームページアドレス : <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/mizushigen/>

⑤ 事前相談等について

円滑な手続きを行うため、節水計画書の作成等に関して事前のご相談やお問い合わせを受け付けています。また、電子メールでのご質問にもお答えいたします。

問い合わせ先は下記のとおりです。(訪問される場合は、事前に電話等で日時をお知らせ下さい。)

問い合わせ先 : 松山市開発建築部 建築指導課

電話 089-948-6511 ファクシミリ 089-934-0640

Eメール : kenchikus@city.matsuyama.ehime.jp

(2) 節水計画の確認等

① 節水計画書等の審査

提出された節水計画書(又は届出書)は、一定期間(標準で2週間)内に審査を行います。(提出書類の不備等がある場合は、2週間以上かかることがあります。)

審査の際、当該建築物の概要や節水対策の内容について、建築主や節水計画書等に記載された設計者に問い合わせをすることがあります。

また、節水対策の内容が設置基準を満たしていない等の場合には、計画の変更を求めることがあります。(書類の不備等についても、修正・追加提出等を求める場合があります。)

② 確認書の交付

節水計画書等の内容が適正であることを確認後、「節水計画書」に対しては「節水計画確認書」

を、「届出書」に対しては「確認書」を交付します。

書類の交付は担当部署の窓口で行いますが、郵送を希望される場合は、節水計画書等の提出時に返信先を記入し返信用切手（※）を貼った封筒（節水計画書等が入るサイズのもの）をご用意下さい。

※ 返信用切手については、あらかじめ節水計画書等の提出時に重量を測り、必要な額面の切手を貼り付けておいて下さい。

(3) 建築確認申請～工事の施行

① 建築確認申請時の留意点

建築確認申請時に、延べ面積等が1,000㎡以上の建築物については、節水計画書等の確認を済まされているか確認をさせていただきます。松山市役所に建築確認申請をされる場合は、「節水計画確認書」又は「確認書」の原本を提示するか、建築確認の申請書に節水計画確認書等のコピーを添付していただければすぐに確認ができますのでご協力をお願いいたします。（松山市役所以外の指定確認検査機関で建築確認申請をされる場合でも、同様の確認をしていただくようお願いしております。）

② 工事着手の時期

条例の対象となった建築物（対象建築物又は大規模建築物）の工事着手の時期は、やむを得ない場合を除き、節水計画書（又は届出書）の確認後となりますのでご留意下さい。

③ 工事中の留意点

工事中における変更については、建築物の面積に関する変更以外は、特別な対応を行う必要がないこととしています。具体的な変更の対応については、以下のとおり取り扱います。

・対象建築物の場合（節水対象部分の面積が1,000㎡以上で、節水計画書を提出したもの）

ア 節水対象部分の面積が1,000㎡未満となった場合は、速やかに届出書を提出して下さい。

この場合は対象建築物ではなくなりますので、節水対策を行う必要はなくなります。節水型機器の設置等はできる限り当初の計画に準じて行っていただきますようお願いします。

イ 延べ面積等が1,000㎡未満となった場合は、速やかに市にご連絡下さい。この場合は届出書の提出も、節水対策を行う必要もなくなります。節水型機器の設置等はできる限り当初の計画に準じて行っていただきますようお願いします。

ウ 上記以外の変更については、完了届の提出時に変更部分を修正した資料等（節水計画書の提出時に添付した資料のコピーに赤色で修正したもので可）を添付して下さい。完了検査は修正後の資料等に基づいて実施します。ただし、修正後の内容が設置基準を満たしていない等の場合は、手直しを求める場合がありますので、設置基準を満たしているかどうか判断できない場合は、変更を行う前にご相談下さい。

・対象建築物でない大規模建築物の場合（延べ面積等が1,000㎡以上で、届出書を提出したもの）

ア 節水対象部分の面積が1,000㎡以上となった場合は、速やかに節水計画書を提出して下さい。この場合は対象建築物となりますので、節水対策を行い完了検査を受けていただく必要があります。ただし、工事の進捗度合いによっては、手直しを行うことが難しくなる場合がありますので、対象建築物に該当することが分かった時点で直ちにご連絡下さい。

イ 延べ面積等が1,000㎡未満となった場合は、速やかに市にご連絡下さい。この場合は、書類の提出も、節水対策を行う必要もなくなりますが、節水型機器の設置等はできる範囲で行っていただきますようお願いいたします。

ウ 上記以外の変更については、何ら特別な措置を講じる必要はありません。

・大規模建築物でない建築物の場合（延べ面積等が1,000㎡未満のもの）

ア 延べ面積等が1,000㎡以上となった場合で、節水対象部分の面積が1,000㎡以上の場合は節水計画書を速やかに提出して下さい。この場合は対象建築物となりますので、節水対策を行い完了検査を受けていただく必要があります。ただし、工事の進捗度合いによっては、手直しを行うことが難しくなる場合がありますので、対象建築物に該当することが分かった時点で直ちにご連絡下さい。

イ 延べ面積等が1,000㎡以上となった場合で、節水対象部分の面積が1,000㎡未満の場合は届出書を速やかに提出して下さい。

ウ 上記以外の変更については、何ら特別な措置を講じる必要はありません。

【工事施行中の変更による対応早見表】

変更の内容		区分	対象建築物 (節水対象部分の 面積が1,000㎡以上 で、節水計画書を提出 したもの)	対象建築物でない 大規模建築物 (延べ面積等が 1,000㎡以上で、届出 書を提出したもの)	大規模建築物 でない建築物 (延べ面積等が 1,000㎡未満のもの)
節水対象部分 の面積の変更	1,000㎡以上 となった場合	—	—	節水計画書を提出 節水対策必要	節水計画書を提出 節水対策必要
	1,000㎡未満 となった場合	届出書を提出 節水対策不要	—	届出書を提出 節水対策不要	
延べ面積等 の変更	1,000㎡以上 となった場合	—	—	届出書を提出 節水対策不要	
	1,000㎡未満 となった場合	市に連絡 節水対策不要	市に連絡 節水対策不要	—	
その他の変更		完了届の提出時に 修正資料等を添付	—	—	

※ 「—」は、現状と同じ、又は特別な対応が不要であることを示す。

なお、前ページの表のうち、延べ面積等が1,000㎡未満となった場合の「市への連絡」については、電話、ファクシミリ又はEメールで受け付けておりますが、いずれの場合も、ご連絡の際に「節水計画書（又は届出書）の交付年月日及び番号」や「建築物の名称」などを確認させていただきます。（電話の場合は、お手元に「節水計画書（又は届出書）」及び「節水計画確認書（又は確認書）」をご用意下さい。）

連絡先：松山市開発建築部 建築指導課

電話 089-948-6511 ファクシミリ 089-934-0640

Eメール：kenchikus@city.matsuyama.ehime.jp

(4) 完了届の提出

① 完了届提出時の留意点

- ・完了届は、対象建築物において節水対策が完了したことを届け出るものですので、節水対策が完了した日以降、検査希望日の7日前までに届け出て下さい。
- ・完了検査は、原則として予約制としますので、検査希望日の14日前までに電話等で完了検査日（時刻）を予約して下さい。（併せて、検査希望日を完了届の「完了検査希望日」欄に記入しておいて下さい。）
- ・完了検査は原則として予約順を優先して実施します。検査希望日と予約日の間が短い等の場合においては、日程の都合により希望日（時刻）どおりに検査できない場合がありますのでご了承下さい。

② 節水計画書から変更した内容について

- ・節水対策の内容等について、節水計画書の確認以降に変更した内容については、変更した部分に関する資料を修正又は追加して提出して下さい。
- ・修正の方法は原則として任意ですが、表などを差し替える場合は変更部分を太字にする、あるいは節水計画書の提出時に添付した図面をもとに修正する場合は修正箇所を赤色で記入するなど、変更した箇所が明確に認識できるように修正して下さい。（完了検査は、修正された資料等に基づいて実施いたしますので、修正漏れのないように留意して下さい。）

③ 提出期限

完了届には特に提出期限は設けていませんが、工事が完了した場合は速やかに届け出て下さい。また、検査希望日の7日前までには提出するようして下さい。

④ 提出先・提出方法等

完了届の提出先・提出方法は、節水計画書・届出書と同じです。（10ページをご参照下さい。）
提出部数は1部です。

⑤ 様式・記入例

完了届等の様式については、32ページからの様式集をご参照下さい。（コピーしてご利用下さい。）

い。ホームページからもダウンロードできます。)

また、記入例は 51 ページをご参照下さい。

ホームページアドレス：

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/kenchikus.html>

(5) 完了検査

① 完了検査の実施日

完了検査の実施日については電話等で事前に予約することができます。(スケジュール調整の都合上、検査希望日の 14 日前までには予約を行って下さい。)松山市役所で建築確認検査を受けられる場合で、立会いの都合上、建築確認検査と同じ日程で検査を希望される場合は、当該検査に合わせて実施することもできますので、予約時にその旨をご連絡下さい。(その場合、原則として建築確認検査日を基準に日程調整を行います。ご希望に沿えない場合がありますのでご了承下さい。給水装置の完成検査(松山市水道事業給水条例第 6 条第 2 項)に合わせて完了検査を実施する場合も同様です。)

② 完了検査の実施内容等

- ・完了検査は、完了届及び節水計画書等の内容をもとに書類審査及び現地確認を行います。現地確認時には、建築主(又は現場代理人)の立会いが必要です。
- ・現地確認の実施時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時の間としますが、特別な事情がある場合は時間外での実施も可能ですので、予約時にその旨をご相談下さい。
- ・現地確認の内容は、節水型機器の型式等の確認が主となりますので、機器の型式等が速やかに確認できるようご協力をお願いします。
- ・節水こまや定流量弁などのように、水栓や配管の内部に設置されるものについては、外側からは確認できませんので、水の出方(一定時間内の吐水量)等で判断させていただく場合があります。(設置の様子を写真等に記録し、資料等に添付していただければスムーズに検査ができます。)

③ 検査済証の交付

完了届の内容が適正であることを確認後、「節水型設備等検査済証」を交付します。ご希望の場合は、「節水型設備等設置施設」と表示されたプレート(プラスチック製)をお渡しいたしますので、予約時、又は完了届の提出時にお申し出下さい。

検査済証とプレートは担当部署の窓口でお渡ししますが、郵送を希望される場合は、完了届の提出時に返信先を記入し返信用切手(※)を貼った封筒(プレートを希望されない場合は定型、プレートを希望される場合は A 4 サイズが入るもの)をご用意下さい。

※ 返信用切手については、あらかじめ必要な額面(プレートを希望されない場合は 80 円、プレートを希望される場合は 140 円)の切手を貼り付けておいて下さい。

(6) 中間検査

① 中間検査の実施

建築物の一部が完成した状態で、完成部分だけ先に供用を開始したい等の場合は、完成部分の節水型設備等について中間検査を行うことができます。中間検査を実施した部分については、完了検査時の検査はありません。

② 節水計画書から変更した内容について

- ・節水対策の内容等について、節水計画書の確認以降に変更した内容については、変更した部分に関する資料を修正又は追加して提出して下さい。
- ・修正の方法は原則として任意ですが、表などを差し替える場合は変更部分を太字にする、あるいは節水計画書の提出時に添付した図面をもとに修正する場合は修正箇所を赤色で記入するなど、変更した箇所が明確に認識できるように修正して下さい。（中間検査は、修正された資料等に基づいて実施いたしますので、修正漏れのないように留意して下さい。）

③ 提出期限等

- ・節水型設備等中間検査申請書は、中間検査希望日の7日前までに提出して下さい。
- ・中間検査は、予約制とします。必ず検査希望日の14日前までに電話等で中間検査日（時刻）を予約して下さい。（併せて、検査希望日を申請書の「中間検査希望日」欄に記入しておいて下さい。）
- ・中間検査は完了検査と合わせた予約順を優先して実施します。検査希望日と予約をした日の間が短い等の場合においては、日程の都合により希望日（時刻）どおりに検査できない場合がありますのでご了承下さい。

④ 提出先・提出方法等

申請書の提出先・提出方法は、節水計画書・届出書と同じです。（10ページをご参照下さい。）
提出部数は1部です。

⑤ 様式・記入例

申請書の様式については、32ページからの様式集をご参照下さい。（コピーしてご利用下さい。ホームページからもダウンロードできます。）
また、記入例は52ページをご参照下さい。

ホームページアドレス：

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/kenchikus.html>

⑥ 中間検査済証の交付

申請書の内容が適正であることを確認後、「節水型設備等中間検査済証」を交付します。
検査済証は担当部署の窓口で交付いたしますが、郵送を希望される場合は、申請書の提出時に返信先を記入し返信用切手（※）を貼った封筒（定型）をご用意下さい。

※ 返信用切手については、あらかじめ申請書の提出時に80円切手を貼り付けておいて下さい。

(7) 公表

① 公表を行う場合

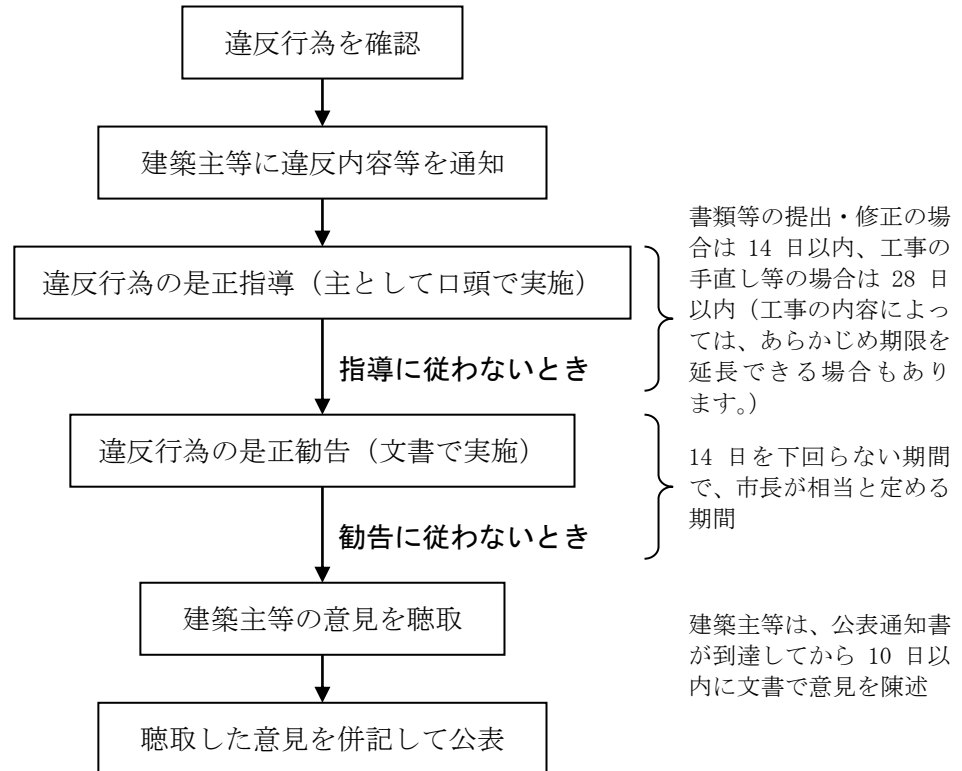
条例に定めた内容に違反した場合は、指導・勧告を経て、公表を行うことがあります。
公表を行う場合及び具体的な手続きの流れは以下のとおりです。

【公表を行う場合】

違反の内容	関係する条文
対象建築物に該当しているにもかかわらず、節水計画書を提出しないとき 大規模建築物に該当しているにもかかわらず、届出書を提出しないとき	第4条第4項
提出された節水計画書の内容が設置基準を満たさないとき	第5条第2項
届出書が提出されていたが、その建築物が対象建築物に該当するとき	第5条第4項
完了検査又は中間検査の結果、設置された節水型設備等が設置基準に適合していないとき	第6条第3項
立入検査等の結果、適正な維持管理を行っていないとき	第8条第4項

※ いずれも下記のフロー図のように必要な指導を行い、相当期間の猶予を設けて文書による勧告を行った後、それでも従わない場合に公表を行うものです。

【公表に至る手続きの流れ】



② 公表の内容

公表する内容は以下のような項目です。

- ・ 建築主等の氏名
- ・ 建築物の名称・場所（住所等）
- ・ 勧告の内容及び理由
- ・ 建築主等の意見

③ 公表の方法等

公表の内容は、原則として報道機関を通じて公表します。

(8) その他

① 維持管理について

新築又は増築時の手続きは、前述の完了検査及び節水型設備等検査済証の交付をもって終了しますが、節水型設備等を設置した建築物の所有者（又は管理者）は、適正な維持管理を行うとともに、その建築物を利用する人に対しては衛生的に使用するよう指導して下さい。

② 立入検査について

上記の維持管理が適正になされていない等の場合には、資料の提出を求めたり立入検査を行うことがあります。検査等において不適正な状況が確認された場合には指導・勧告を行い、それに従わないときはその旨を公表することがあります。

なお、この立入検査は、犯罪捜査のために認められたものではなく、あくまで条例の規定を適正に実施するという目的に必要な範囲で行うものであり、検査を行う職員は身分証を携帯し、関係者に提示することとしております。

③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）における「特定建築物」については、松山市保健所に届出を行うとともに、条例の規定に基づいて設置した雨水貯留設備については、定期的な水質検査等が必要となります。詳細は、70 ページの資料「建築物における衛生的環境の確保に関する法律について」をご覧ください。

5. 参考資料

目 次

(1) 松山市大規模建築物の節水対策に関する条例	19
(2) 松山市大規模建築物の節水対策に関する条例施行規則（本文）	24
(3) 松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱（本文）	27
(4) 節水型設備等の設置基準（別表）	28
(5) 様式集（条例・補助制度関係）	32
(6) 大規模建築物の節水対策に関する条例における手続きの流れ	47
(7) 節水計画書等の記入例	48
(8) 松山市節水型都市づくり条例	58
(9) 水道又は下水道に接続する場合の基準	61
(10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律について	70
(11) 節水対象部分かどうかの判断の目安	77

(1) 松山市大規模建築物の節水対策に関する条例

平成16年条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、松山市節水型都市づくり条例（平成15年条例第27号。以下「節水条例」という。）第8条第2項の規定に基づき、本市の区域内で大規模建築物を建築する場合における節水、水資源の有効利用及び水資源の保全の実施（以下「節水対策」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに節水条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模建築物 建築物を新築し、又は増築する場合における次のいずれかに該当する建築物をいう。
 - ア 建築物を新築する場合にあつては、当該建築物の床面積の合計が基準面積以上のもの
 - イ 建築物を増築する場合にあつては、当該建築物の増築される部分の床面積の合計が基準面積以上のもの
- (2) 対象建築物 次に掲げる大規模建築物の区分に応じ、それぞれに定める建築物又はその部分から、専ら倉庫、自動車車庫その他の規則で定める用途に供される部分を除いた部分（以下「節水対象部分」という。）の床面積の合計が基準面積以上の大規模建築物をいう。
 - ア 前号アに掲げる大規模建築物 当該大規模建築物
 - イ 前号イに掲げる大規模建築物 当該大規模建築物の増築される部分
- (3) 基準面積 1,000平方メートルをいう。
- (4) 節水計画書 対象建築物に係る節水対象部分の床面積の合計、節水型機器の設置、雨水の有効利用のための方策その他必要な事項を記載した書類及び図面をいう。
- (5) 届出書 大規模建築物に係る節水対象部分の床面積の合計その他必要な事項を記載した書類及び図面をいう。
- (6) 節水型機器 水の利用に際して用いる機器等であつて、その構造上又は適正な使用により節水を図ることができるものとして規則で定めるものをいう。
- (7) 雨水貯留設備 雨水を貯留し、散水、清掃、栽培又は水洗便所の洗浄水等に利用するとともに、下水道、河川等への流出を抑制する機能を備えた設備をいう。

(8) 雨水浸透設備 雨水を地中に浸透させることにより地下水をかん養し、下水道、河川等への流出を抑制する機能を備えた設備をいう。

(節水型設備等の設置)

第3条 対象建築物の建築主は、規則で定める設置基準に従い、その節水計画書の定めるところにより節水型機器及び雨水貯留設備（以下「節水型設備等」という。）を設置しなければならない。ただし、雨水貯留設備を設置することが困難であると市長が特に認めるときは、雨水貯留設備に代えて雨水浸透設備を設置することができる。

(節水計画書の提出等)

第4条 建築主は、大規模建築物を新築し、又は大規模建築物となる建築物を増築するときは、これらの大規模建築物に係る法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）をしようとする日の30日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類及び図面を市長に提出しなければならない。

(1) 当該大規模建築物が対象建築物に該当する場合 当該対象建築物に係る節水計画書

(2) 当該大規模建築物が対象建築物に該当しない場合 当該大規模建築物に係る届出書

2 前項の規定により節水計画書を提出した建築主は、次条第1項の規定による節水計画書の確認（以下「節水計画書の確認」という。）を受ける前に当該節水計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更後の内容を記載した節水計画書を市長に提出しなければならない。

3 節水計画書の確認又は次条第3項の規定による届出書の確認（以下「届出書の確認」という。）を受けた建築主は、節水型設備等の設置工事が完了するまでの間に、節水対象部分に係る床面積の変更により次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、速やかに当該各号に定める書類及び図面を市長に提出しなければならない。

(1) 対象建築物に該当しない建築物が、変更後において対象建築物に該当することとなる場合 当該対象建築物に係る節水計画書

(2) 対象建築物が、変更後において対象建築物に該当しないこととなる場合 当該大規模建築物に係る届出書

4 市長は、大規模建築物の建築に該当する事案について、当該建築物に係る節水計画書又は届出書を提出していない建築主に対してその旨を通知するとともに、必要な指導をし、又は相当の期間を定めて、節水計画書又は届出書を提出するよう勧告することができる。

(節水計画の確認等)

第5条 市長は、前条又は第4項の規定により節水計画書が提出された場合は、速やかに当該節水計画書における節水型設備等の計画が設置基準に適合するものであるかどうかを審査し、これに適合するものであることを確認したときは、当該建築主に節水計画確認書を交付するものとする。

2 市長は、前項の節水計画書における節水型設備等の計画が設置基準に適合しないと認めたときは、建築主に対してその旨を通知するとともに、必要な指導をし、又は相当の期間を定めて、これを是正するための必要な措置を講じるよう勧告することができる。

3 市長は、前条の規定により届出書が提出された場合において、当該届出に係る大規模建築物が対象建築物に該当しないものであることを確認したときは、当該建築主にその旨を記載した確認書を交付するものとする。

4 市長は、前条の規定により届出書が提出された場合において、当該届出に係る大規模建築物が対象建築物に該当すると認めたときは、建築主に対してその旨を通知するとともに、必要な指導をし、又は相当の期間を定めて、節水計画書を提出するよう勧告することができる。

5 建築主は、市長がやむを得ないと認める場合を除き、節水計画書の確認又は届出書の確認を受けた後に、対象建築物又は大規模建築物に係る工事に着手するものとする。

(工事完了の届出及び完了検査)

第6条 対象建築物の建築主は、節水型設備等の設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより市長にその旨を届け出て、節水型設備等の構造、機能及び設置状況に関し、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、当該節水型設備等が設置基準に適合していると認めたときは、建築主に対し節水型設備等検査済証を交付するものとする。

3 市長は、第1項の検査の結果、当該節水型設備等が設置基準に適合していないと認めたときは、建築主に対してその旨を通知するとともに、必要な指導をし、又は相当の期間を定めて、これを是正するための必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(維持管理及び保全)

第7条 この条例の規定に基づき節水型設備等が設置されている建築物を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、当該節水型設備等を、節水計画書に基づいて適正に維持管理し、及び保全するとともに、その使用者に対して衛生的に使用するよう指導しなければならない。

(立入検査等)

第8条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、建築主又は所有者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該対象建築物若しくはその業務に係るある場

所に立ち入り、節水型設備等の構造及び機能並びに設置、維持管理及び保全の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 市長は、第1項の報告若しくは資料の徴収又は検査の結果、節水型設備等の構造及び機能並びに設置、維持管理及び保全の状況が設置基準に適合しないと認めたときは、当該対象建築物の建築主又は所有者等に対して必要な指導をし、又は相当の期間を定めて、これを是正するための必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第9条 市長は、第4条第4項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第3項又は前条第4項の規定による勧告を受けた建築主又は所有者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の公表をしようとするときは、建築主又は所有者等に対して、理由を付してその旨をあらかじめ通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、予算の範囲内において、対象建築物に規則で定める容量を超える雨水貯留設備を設置し、その設置について節水型設備等検査済証の交付を受けた建築主に対して、補助金を交付することができる。

(表彰)

第11条 市長は、節水対策に関する取組が優良かつ顕著な市民及び事業者に対して、その取組をたたえ、表彰することができる。

(情報提供等)

第12条 市長は、この条例の円滑な実施を確保するため、市民及び事業者に対し、節水対策の方法、設置基準等についてあらゆる機会を通じて情報の提供に努めるとともに、節水型設備等の性能、効果等を調査研究し、常に設置基準が節水条例の趣旨に沿った適正かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に建築確認申請等がされる建築物について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から平成17年4月30日までの間に建築確認申請等をしようとする建築物に係るこの条例の規定の適用については、第4条第1項中「これらの大規模建築物に係る法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）をしようとする日の30日前まで」とあるのは、「施行日からこれらの大規模建築物に係る法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）をしようとする日まで」とする。

(2) 松山市大規模建築物の節水対策に関する条例施行規則

平成16年規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例（平成16年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(節水対象部分から除く用途)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

- (1) 倉庫
- (2) 自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）
- (3) 危険物の貯蔵場
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めた用途

(節水型機器)

第3条 条例第2条第6号に規定する規則で定める機器等は、別表第1各項の表に掲げる機器等で同表に定める性能・機能の基準を満たすものとする。

(設置基準等)

第4条 条例第3条本文に規定する規則で定める設置基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 条例第3条ただし書に規定する雨水浸透設備は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 雨水を汚染することなく地下に浸透させる構造であること。
- (2) 下水道に接続する場合は、当該接続のための法令等の基準を満たすものであること。

(節水計画書及び届出書)

第5条 節水計画書は、第1号様式に次に掲げる書類及び図面を添付したものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 面積表及び図面
- (3) 給排水設備の各階平面図及び機器仕様書
- (4) 雨水貯留設備の設置場所を示した図面及び配管図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 届出書は、第2号様式に前項第1号及び第2号に掲げる書類及び図面を添付したものとする。

3 節水計画書及び届出書の提出部数は、正本及び副本各1通とする。

(確認書)

第6条 条例第5条第1項に規定する節水計画確認書は第3号様式によるものとし、同条第3項に規定する確認書は第4号様式によるものとする。

(工事完了の届出及び完了検査)

第7条 条例第6条第1項の規定による届出は、節水型設備等設置完了届(第5号様式)を市長に提出して行うものとする。

2 節水計画書の確認を受けた後に当該節水計画書の内容に変更があった対象建築物の建築主は、第5条第1項各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更部分を修正した書類及び図面を添付して前項の届出を行わなければならない。

3 条例第6条第2項に規定する節水型設備等検査済証は、第6号様式によるものとする。

(中間検査)

第8条 対象建築物の建築主は、節水型設備等の設置工事が完了する前に当該対象建築物の部分を仮使用する必要があるときは、当該部分に係る節水型設備等について、条例第6条第1項の規定による完了検査に代えて、節水型設備等中間検査申請書(第7号様式)を市長に提出して中間検査の実施を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による中間検査の実施の申請に相当の理由があると認めるときは、中間検査を実施するものとする。

3 市長は、中間検査の結果、当該節水型設備等が設置基準に適合していると認めるときは、建築主に対し節水型設備等中間検査済証(第8号様式)を交付するものとする。

4 市長は、中間検査の結果、当該節水型設備等が設置基準に適合していないと認めるときは、条例第6条第3項の規定による通知、指導又は勧告をすることができる。

5 市長は、中間検査を行った節水型設備等の設置工事が完了した場合において、完了検査を実施するときは、第3項の規定により交付した節水型設備等中間検査済証に係る節水型設備等の部分については、完了検査をすることを要しない。

(身分証明書)

第9条 条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、第9号様式によるものとする。

(勧告及び公表の方法)

第10条 条例第4条第4項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第3項又は第8条第4項の規定による勧告は、建築主又は所有者等(以下この条において「建築主等」という。)に対して勧告書(第10号様式)を交付して行うものとする。

2 条例第9条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 建築主等が正当な理由なく勧告に従わない旨

(2) 建築主等の氏名又は名称

(3) 建築物の名称

(4) 建築物の場所

(5) 勧告の内容

(6) 勧告の理由

(7) 建築主等の意見

3 条例第9条第1項の規定による公表は、公表書（第11号様式）の作成その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

4 条例第9条第2項の規定による通知は、公表通知書（第12号様式）により行うものとする。

（補助金交付の対象となる雨水貯留設備の容量）

第11条 条例第10条に規定する規則で定める容量は、有効貯留容量（雨水貯留設備の総容量のうち実際に利用可能な容量をいう。）10立方メートルとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(3) 松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱

平成17年要綱第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例（平成16年条例第28号）第10条の規定に基づき、大規模建築物に雨水貯留設備を設置する者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例及び松山市大規模建築物の節水対策に関する条例施行規則（平成16年規則第82号）に定めるところによる。

(補助金の交付)

第3条 市長は、対象建築物に松山市大規模建築物の節水対策に関する条例施行規則第11条に規定する容量（以下「基準容量」という。）を超える雨水貯留設備を設置し、節水型設備等検査済証（当該雨水貯留設備の設置に係る検査を中間検査で行った場合は、節水型設備等中間検査済証。以下これらを「検査済証」という。）の交付を受けた者（国・地方公共団体及びこれに準じると市長が認める公共的団体を除く。）であって市税を滞納していない者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、基準容量を超える部分の有効貯留容量（1立方メートル未満の端数は、切り捨てる。）に1立方メートル当たり5万円を乗じて得た額又は設置工事費（本体価格及び本体に附属する架台、ポンプその他の設備の価格並びにそれらの設置工事に要した費用の額の合計額とし、消費税及び地方消費税の額を含む。）の額に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い方の額（その額が300万円を超えるときは、300万円とする。）とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大規模建築物雨水利用促進補助金交付申請書（第1号様式）に、当該交付の対象となる雨水貯留設備に係る検査済証の写し及び市長が必要と認める資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、検査済証の交付を受けた日から1年以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定した上、大規模建築物雨水利用促進補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、大規模建築物雨水利用促進補助金交付請求書（第3号様式）により市長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(調査)

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助対象者の申請内容等について調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、この要綱による改正前の松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱の規定により行われた交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(4) 節水型設備等の設置基準（別表）

別表第1（第3条，第4条関係）

節水型機器の設置基準

1 水洗便所（ユニットバスを除く。）の大便器及び水栓は，次の表に定める性能・機能の基準を満たすものを設置すること。

機器等	性能・機能の基準
大便器	<p>次の各号（住宅に設置する場合は，第1号から第5号まで）のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 洗浄水に雨水を利用していること。</p> <p>(2) 大小切替式であること。</p> <p>(3) 手洗いが可能な構造であること。</p> <p>(4) ロータンク式の場合は，1回当たりの洗浄水量が8リットル以下であること。</p> <p>(5) フラッシュバルブ式の場合は，節水型であること。</p> <p>(6) 流水擬音装置を設置していること。</p>
水栓	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 自動感知式であること。</p> <p>(2) 自閉式であること。</p> <p>(3) 泡まつ機能付きであること。</p> <p>(4) 定流量弁若しくは流量調整弁を設置し，又は定流量弁を内蔵していること。</p> <p>(5) 節水こまを設置していること。</p>

2 浴室（シャワー室を含み，ユニットバスを除く。）においては，次の表に定める性能・機能の基準を満たす機器等のいずれかを設置すること。

機器等	性能・機能の基準
シャワーヘッド	<p>節水型散水板付き又は一時止水機能付きであること。</p>
浴槽	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 追だき機能付きであること。</p> <p>(2) あふれ防止機能付きであること（当該機能を有した機器を外付けする場合を含む。）。</p>

水栓	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) シングルレバー式の湯水混合水栓であること。</p> <p>(2) サーモスタット式の湯水混合水栓であること。</p> <p>(3) 自閉式の湯水混合水栓であること。</p>
----	--

3 台所（住宅に設置する場合に限る。）の水栓は、次の表に定める性能・機能の基準を満たすものを設置すること。

機器等	性能・機能の基準
水栓	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 節水こまを設置していること。</p> <p>(2) シングルレバー式の湯水混合水栓であること。</p> <p>(3) サーモスタット式の湯水混合水栓であること。</p>

4 洗面所等（水洗便所及び浴室に併設される場合並びにユニットバスを除く。）の水栓は、次の表に定める性能・機能の基準を満たすものを設置すること。

機器等	性能・機能の基準
水栓	<p>次の各号（シャワー一体型洗面台の場合は、第1号から第3号まで）のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) シングルレバー式の湯水混合水栓であること。</p> <p>(2) サーモスタット式の湯水混合水栓であること。</p> <p>(3) 節水こまを設置していること。</p> <p>(4) 自動感知式であること。</p> <p>(5) 自閉式であること。</p> <p>(6) 泡まつ機能付きであること。</p> <p>(7) 定流量弁若しくは流量調整弁を設置し、又は定流量弁を内蔵していること。</p>

5 前各項の規定にかかわらず、給水又は排水に重大な支障が生じる場合その他合理的な理由があると市長が特に認めた場合は、他の機器等をもって節水型機器に代え、又は節水型機器を設置しないことができる。

（備考） この表における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 ユニットバス 水洗便所、洗面所等が浴室と一体となった設備をいう。
- 2 大便器

- (1) 大小切替式 レバー等の操作により洗浄水量が調節可能なものをいう。
- (2) ロータンク式 タンク内に一定量貯留した水を便器へ給水する方式で、タンクを便器に隣接させて設置するものをいう。
- (3) フラッシュバルブ式 便器を給水管に直結させ、一定量吐水後自動的に止水する方式のものをいう。
- (4) 流水擬音装置 流水等の擬音を発生させ、二度流しを防止する機能を備えた装置をいう。

3 水栓

- (1) 自動感知式 光電子等のセンサー又は電磁弁等を組み込み、自動的に開閉するものをいう。
- (2) 自閉式 操作部から手を離すと自動的に止水するものをいう。
- (3) 泡まつ機能付き 水栓の先端から出る水に空気を混入させ、泡状にして放出する機能を有するものをいう。
- (4) 定流量弁 弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁で、流量が固定式のものをいう。
- (5) 流量調整弁 弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁で、流量が調整可能なものをいう
- (6) 節水こま 水栓のハンドル開度が同じ場合において、通常のものに比べ吐水量を減少させる構造のものをいう。
- (7) 湯水混合水栓 湯と水を混合して給水する方式の水栓をいう。
- (8) シングルレバー式 一つのハンドル等の操作により、吐水、止水、吐水量及び吐水温度が調節可能なものをいう。
- (9) サーモスタット式 ハンドル等の操作により吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動があった場合においても湯水の混合量を自動的に調整し、あらかじめ設定した温度の混合水を供給できる機能を備えたものをいう。

4 シャワーヘッド

- (1) 節水型散水板付き 散水板における吐水孔の口径を小さくすること等により流量を抑制する機能を備えたものをいう。
- (2) 一時止水機能付き ボタン等の操作により手元で一時的に止水できる機能を備えたものをいう。

5 シャワー一体型洗面台 シャワー式の水栓と洗面台が一体となっているものをいう。

6 浴槽

- (1) 追だき機能付き 浴槽内の水温が低下した場合に、湯を追加しないで浴槽内の水温を上昇させる機能を有するものをいう。
- (2) あふれ防止機能付き 浴槽への給湯の際、自動的に止水又は止水時期を警報音等で知らせること等により、湯が浴槽からあふれることを防止する機能を有するものいう。

別表第2（第4条関係）

雨水貯留設備の設置基準

次の表に定める性能・機能の基準のすべてを満たす設備を設置すること。

項目	性能・機能の基準
構造・材質	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水漏れしない構造であること。 (2) 貯留した水の蒸発及びほこり等の混入の防止並びに内部の清掃が可能な構造であること。 (3) 貯留した水を汚染することがなく、かつ、日光を遮断できる材質であること。
その他	<p>水道水を補給する場合は、当該接続のための法令等の基準を満たすものであること。</p>

(5) 様式集（条例・補助制度関係）

【注意事項】

手書きで節水計画書等を作成される場合は、この様式集をコピーしてご利用下さい。（ページ下のページ番号は消して下さい。）

建築指導課のホームページから、PDF形式の様式をダウンロードすることもできます。

ホームページアドレス：

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/kenchikus.html>

なお、記入例は後段のページをご参照下さい。

第1号様式（第5条関係）

（1枚目）

節 水 計 画 書

年 月 日

（あて先）松山市長

建築主 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話 ー ー

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例 の規定により節水計画書を提出します。

この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。この計画書に記載した建築物が対象建築物に該当しないこととなったときは、速やかに届出書を提出します。

注意 本様式のうち、2枚目については、該当する部分を記入してください。

(2枚目)

1 建築物の概要		
(1) 建築物の名称		
(2) 建築物の場所(地名地番)	松山市	
(3) 主要用途		
(4) 階数	地上 階 ・ 地下 階	
(5) 区分	新築 ・ 増築	
(6) 床面積	今回計画部分	既設部分(増築の場合)
建築物の床面積の合計	m ²	m ²
節水対象部分の床面積の合計	m ²	
節水対象部分以外の床面積の合計	m ²	
(7) 屋根面積	m ²	
(8) 工期(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日	
(9) 設計者	住所 氏名	電話 - - 担当者
2 節水対策の計画		
(1) 節水型機器の設置計画		
(2) 雨水貯留設備の設置計画	① 雨水貯留槽の有効貯水容量 m ³ ② 集水面積 m ² ③ 1日平均使用水量(予定) m ³ ④ 浄化設備の有無 有 ・ 無 ⑤ 利用の用途 ・ 散水用水 ・ 清掃用水 ・ 栽培用水 ・ 水洗便所の洗浄水 ・ その他()	
(3) 上記以外に予定している節水対策		
3 その他		
(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の該当性の有無	該当する ・ 該当しない	

備考 節水対策の計画の各欄について、記入しきれない場合は、別紙で添付してください。

第2号様式（第5条関係）

届 出 書

年 月 日

（あて先）松山市長

建築主 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 ー ー

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例 の規定により届出書を提出します。

この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。この届出書に記載した建築物が対象建築物に該当することとなったときは、速やかに節水計画書を提出します。

1 建築物の名称		
2 建築物の場所（地名地番）	松山市	
3 主要用途		
4 階数	地上 階 ・ 地下 階	
5 区分	新築 ・ 増築	
6 床面積	今回計画部分	既設部分（増築の場合）
建築物の床面積の合計	m ²	m ²
節水対象部分の床面積の合計	m ²	
節水対象部分以外の床面積の合計	m ²	
7 設計者	住所 氏名	電話 ー ー 担当者

第3号様式（第6条関係）

節 水 計 画 確 認 書

第 号
年 月 日

建築主

様

松山市長 印

年 月 日付けで提出のあった節水計画書に係る節水型設備等の設置計画が設置基準に適合するものであることを認めます。

備考

- 1 この確認書に係る節水計画書の内容を変更した場合で、当該建築物が対象建築物に該当しないこととなったときは、速やかに届出書（第2号様式）を提出してください。
- 2 建築確認申請及び給水申込みの際に、この確認書及び節水計画書の写しを添付してください。

第4号様式（第6条関係）

確 認 書

第 号
年 月 日

建築主

様

松山市長 印

年 月 日付けで提出のあった届出書に係る大規模建築物が対象建築物に該当しないことを認めます。

備考

- 1 この確認書に係る届出書の内容を変更した場合で、当該建築物が対象建築物に該当することとなったときは、速やかに節水計画書（第1号様式）を提出してください
- 2 建築確認申請及び給水申込みの際に、この確認書及び節水計画書の写しを添付してください。

第5号様式（第7条関係）

節 水 型 設 備 等 設 置 完 了 届					
年 月 日					
(あて先) 松山市長					
建築主 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) フリガナ 氏 名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電 話 ー ー					
節水型設備等の設置が完了したので、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
1 節水計画確認書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号				
2 建築物の名称					
3 主要用途					
4 建築物の場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">地名地番</td> <td style="padding: 2px;">松山市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">住居表示</td> <td style="padding: 2px;">松山市</td> </tr> </table>	地名地番	松山市	住居表示	松山市
地名地番	松山市				
住居表示	松山市				
5 節水型設備等の設置状況					
6 設置完了年月日	年 月 日				
7 完了検査希望日	年 月 日				
8 現場代理人	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">住所</td> <td style="width: 40%;">電話 ー ー</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>担当者</td> </tr> </table>	住所	電話 ー ー	氏名	担当者
住所	電話 ー ー				
氏名	担当者				

備考

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称で記入してください。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号が付けられた場合は、住居表示も記入してください。
- 4 節水型設備等の設置状況欄に記入しきれない場合は、別紙で添付してください。
- 5 この完了届は、**開発建築部建築指導課**に提出してください。
- 6 完了検査希望日の14日前までに検査予約をしてください。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承ください。

第6号様式（第7条関係）

節 水 型 設 備 等 検 査 済 証

第 号
年 月 日

建築主

様

松山市長

印

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例第6条第1項の規定による検査の結果，次の建築物に設置している節水型設備等が設置基準に適合していることを認めます。

1	節水計画確認書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	建築物の名称	
3	建築物の場所	地名地番 松山市
		住居表示 松山市
4	完了検査年月日	年 月 日
5	備 考	

第7号様式（第8条関係）

節水型設備等中間検査申請書	
年 月 日	
(あて先) 松山市長	
建築主 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) フリガナ 氏 名 印 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電 話 - -	
節水型設備等の設置が部分的に完了したので、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、中間検査の実施を申請します。	
1 節水計画確認書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築物の名称	
3 主要用途	
4 建築物の場所	地名地番 松山市
	住居表示 松山市
5 節水型設備等の設置状況 (中間検査対象部分のみ)	
6 部分完了年月日	年 月 日
7 中間検査希望日	年 月 日
8 現場代理人	住所 電話 - -
	氏名 担当者

備考

- 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称で記入してください。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号が付けられた場合は、住居表示も記入してください。
- 4 節水型設備等の設置状況欄に記入しきれない場合は、別紙で添付してください。
- 5 この申請書は、**開発建築部建築指導課**に提出してください。
- 6 中間検査希望日の14日前までに検査予約をしてください。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承ください。

第8号様式（第8条関係）

節 水 型 設 備 等 中 間 検 査 済 証

第 号
年 月 日

建築主

様

松山市長

印

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例施行規則第8条第1項の規定による検査の結果、次の建築物に設置している節水型設備等のうち中間検査の対象とした部分が設置基準に適合していることを認めます。

1	節水計画確認書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号
2	建築物の名称	
3	建築物の場所	地名地番 松山市
		住居表示 松山市
4	中間検査年月日	年 月 日
5	中間検査対象部分	
6	備 考	

第9号様式（第9条関係）

証 明 書	
	第 号
職氏名	
写真添付	上記の者は、松山市大規模建築物の節水対策に関する 条例第8条第1項の規定により、同条例を施行するため 対象建築物又はその業務に関係のある場所に立ち入り、 検査をする権限を有する者であることを証明する。
年 月 日	
	松山市長 印

第10号様式（第10条関係）

勸告書

第 号
年 月 日

建築主等

様

松山市長

印

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例
ます。

の規定により、次のとおり勧告し

1 節水計画確認書又は届出書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 建築物の名称		
3 建築物の場所	地名地番	松山市
	住居表示	松山市
4 勧告の内容		
5 勧告の理由		

備考 正当な理由なくこの勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。

第11号様式（第10条関係）

公 表 書

第 号
年 月 日

松山市長 印

下記の者は、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例 の規定による勧告に
対して正当な理由なく従わなかったため、同条例第9条第1項の規定により次のとおり公表する。

1 勧告書の交付年月日及び 番号	年 月 日 第 号	
2 建築主等の氏名又は名称		
3 建築物の名称		
4 建築物の場所	地名地番	松山市
	住居表示	松山市
5 勧告の内容		
6 勧告の理由		
7 建築主等の意見		

公表通知書

第 号
年 月 日

建築主等

様

松山市長

印

あなたは、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例 の規定による勧告に対して正当な理由なく従わなかったため、同条例第9条第1項により次のとおりその旨を公表しますので、同条第2項の規定により通知します。

なお、この公表に関して意見があるときは、この通知が届いた日から10日以内に市長に対して文書で意見を述べ、公表の際に公表内容に併記することができますので、併せて申し添えます。

1 勧告書の交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 建築主等の氏名又は名称		
3 建築物の名称		
4 建築物の場所	地名地番	松山市
	住居表示	松山市
5 勧告の内容		
6 勧告の理由		

（あて先）松山市長

建築主 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 — —

大規模建築物雨水利用促進補助金交付申請書

松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

雨水利用設備の有効貯留容量		m ³
設置工事費の額		円
補助金交付申請額		円
添付書類	1 当該交付の対象となる雨水貯留設備に係る節水型設備等検査済証（又は節水型設備等中間検査済証）の写し 2 完納証明書（コピー不可、6箇月以内に交付されたもの） 3 設置工事費の額を証明する書類（領収書等） 4 その他市長が必要と認める資料	
備 考		

年 月 日

様

松山市長 印

大規模建築物雨水利用促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大規模建築物雨水利用促進補助金の交付については、次のとおり決定したので、松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交 付 の 適 否	適 ・ 否 理由 ()
指 定 番 号	年 度 第 号
補 助 金 の 交 付 額	円
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1 この補助について、市が調査することがあります。 2 虚偽の申請その他不正の手段のあるときは、交付決定を取り消します。 3 交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、定めた期限までに補助金を返還していただきます。

年 月 日

（あて先）松山市長

補助対象者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

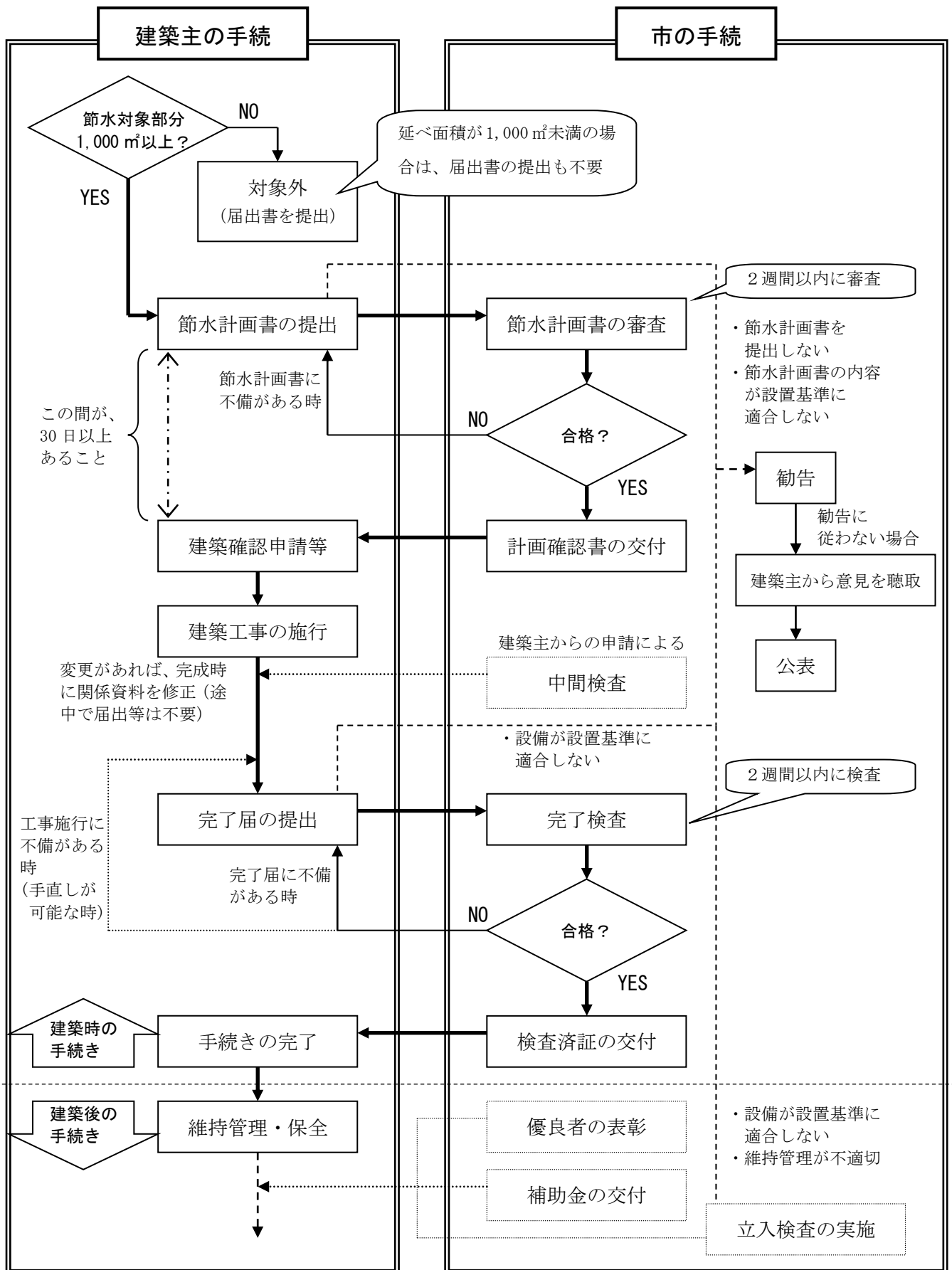
電 話 — —

大規模建築物雨水利用促進補助金交付請求書

松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求しますので、下記の私の口座へ振り込んでください。

指 定 番 号	年 度 第 号		
請 求 金 額	円		
金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協		本・支店 支所 出張所
預 金 種 別	普通 当座 ()	口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ		
	氏 名		

(6) 「大規模建築物の節水対策に関する条例」における手続きの流れ



(7) 節水計画書等の記入例

第1号様式（第5条関係）

（1枚目）

節水計画書

・様式には、年号は記入されていませんが、「令和〇〇年」「20××年」のどちらでも差し支えありません。（以下、いずれの様式においても同様です。）

令和2年 4月 1日

（あて先）松山市長

・建築主が法人の場合は、代表者名を記入して下さい。（支社や営業所の場合で、市外に本社がある場合は、支社長や営業所長で結構です。）

建築主 住所 松山市〇〇町〇-〇

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ マルマルガブシガイシャ

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 089-900-0000

・該当する条文の条・項・号の番号を記入して下さい

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例 **第4条 第1項 第1号** の規定により節水計画書を提出します。

この計画書に記載の事項は、事実と相違ありません。この計画書に記載した建築物が対象建築物に該当しないこととなったときは、速やかに届出書を提出します。

注意 本様式のうち、2枚目については、該当する部分のみ記入して下さい。

・提出部数は2部です。
・ただし、添付資料（図面等）で着色が必要なものについては、各部毎に着色するか、カラーコピーをお願いします。

(2枚目)

・建築物の名称が決定していない場合は仮称で結構です。(完了届の提出時に正式名称を記入します。)

1 建築物の概要	
(1) 建築物の名称	〇〇株式会社 事務所ビル (仮称)
(2) 建築物の場所 (地名地番)	松山市 〇〇町〇-〇
(3) 主要用途	事務所
(4) 階数	地上 4階 ・ 地下 0階
(5) 区分	新築 ・ 増築
(6) 床面積	今回計画部分 既設部分 (増築の場合)
建築物の床面積の合計	1,500.55 m ² m ²
節水対象部分の床面積の合計	1,200.00 m ²
節水対象部分以外の床面積の合計	300.55 m ²
(7) 屋根面積	370.00 m ²
(8) 工期 (予定)	令和2年6月1日 ~ 令和3年1月31日
(9) 設計者	住所 松山市△△町△-△ 電話 089-9△△-△△△△ 氏名 △△設計株式会社 担当者 △△△△

・面積は各階毎に小数点以下第2位 (第3位を切り捨て) まで計算し、合計した値を記入して下さい。(添付資料の「面積表」も同様です。)
・「新築」の場合は、「既設部分」欄に面積を記入する必要はありません。

・節水計画書を提出する必要があるのは、この部分の面積が1,000 m²以上の建築物です。

2 節水対策の計画

(1) 節水型機器の設置計画	別紙のとおり
(2) 雨水貯留設備の設置計画	① 雨水貯留槽の有効貯水容量 12.60 m ³ ② 集水面積 325.45 m ² ③ 1日平均使用水量 (予定) 3.5 m ³ ④ 浄化設備の有無 有 ・ 無 ⑤ 利用の用途 ・ 散水用水 ・ 清掃用水 ・ 栽培用水 ・ 水洗便所の洗浄水 ・ その他
(3) 上記以外に予定している節水対策	なし

・節水型機器の設置については、数が多く書ききれない場合は、別紙で添付して下さい。(割印は不要です。)
・別紙の作成例は54ページをご覧ください。

・建築物の概要等についてお伺いする場合がありますので、必ず記入して下さい。

・予定している雨水貯留設備の内容について、該当項目を記入して下さい。(別紙添付でも可)

3 その他

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の該当性の有無	該当する ・ 該当しない
--	--------------

・特定建築物に該当する場合は、雨水貯留設備の設置について、保健所への届出が必要となります。

備考 節水対策の計画の各欄について、記入しきれない場合は、別紙で添付して下さい。

第2号様式（第5条関係）

届 出 書

・様式には、年号は記入されていませんが、「令和〇〇年」「20××年」のどちらでも差し支えありません。

2005年 5月 1日

（あて先）松山市長

・建築主が法人の場合は、代表者名を記入して下さい。（支社や営業所の場合で、市外に本社がある場合は、支社長や営業所長で結構です。）

建築主 住所 **松山市〇〇町〇-〇**

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ **カカカガシガイヤ**

氏 名 **〇〇株式会社**

代表取締役 **〇〇〇〇**

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

・該当する条文の条・項・号の番号を記入して下さい

電 話 **089-9〇〇-〇〇〇〇**

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例 **第4条 第1項 第2号** の規定により届出書を提出します。

この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。この届出書に記載した建築物が対象建築物に該当することとなったときは、速やかに節水計画書を提出します。

・建築物の名称が決定していない場合は仮称で結構です。

1 建築物の名称	〇〇株式会社 事務所ビル（仮称）	
2 建築物の場所（地名地番）	松山市 〇〇町〇-〇	
3 主要用途	事務所	
4 階数	地上 3階 ・ 地下 0階	
5 区分	新築 ・ 増築	
6 床面積	今回計画部分	既設部分（増築の場合）
建築物の床面積の合計	1,100.00 m ²	m ²
節水対象部分の床面積の合計	900.00 m ²	
節水対象部分以外の床面積の合計	200.00 m ²	
7 設計者	住所 松山市△△町△-△ 氏名 △△設計株式会社	電話 089-9△△-△△△△ 担当者 △△△△

・面積は各階毎に小数点以下第2位（第3位を切り捨て）まで計算し、合計した値を記入して下さい。（添付資料の「面積表」も同様です。）
・「新築」の場合は、「既設部分」欄に面積を記入する必要はありません。
・届出書を提出する必要があるのは、この部分の面積が1,000㎡以上の建築物です。

・この部分の面積が1,000㎡以上である場合は、届出書ではなく節水計画書の提出が必要です。

・建築物の概要等についてお伺いする場合がありますので、必ず記入して下さい。

第5号様式（第7条関係）

節水型設備等設置完了届

(あて先) 松山市長

・節水型設備等の設置が完了したら速やかに(遅くとも検査希望日の7日前までに)提出して下さい。

平成18年 2月 1日

・記載内容は、節水計画書の提出時と同じです。

建築主 住所 **松山市〇〇町〇-〇**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

フリガナ **マルマルブツガイヤ**

氏名 **〇〇株式会社**

代表取締役 **〇〇〇〇** 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話 **089-9〇〇-〇〇〇〇**

節水型設備等の設置が完了したので、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

・節水計画確認書の日付と番号を記入して下さい。

1 節水計画確認書の交付年月日及び番号	平成17年 〇月 〇日 第 〇〇〇 号	
2 建築物の名称	〇〇ビル	
3 主要用途	事務所	
4 建築物の場所	地名地番	松山市
	住居表示	松山市 〇〇町〇-〇
5 節水型設備等の設置状況	別紙のとおり	
6 設置完了年月日	平成18年 1月31日	
7 完了検査希望日	平成18年 2月15日	
8 現場代理人	住所	松山市××町×-× 電話 089-9××-××××
	氏名	××建設株式会社 担当者 ××××

・節水計画確認書の提出時に仮称だった場合は、正式名称を記載して下さい。

・住居表示が確定している場合は、そちらを優先して記入して下さい。

備考

- 1 太枠内のみ記入して下さい。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称で記入して下さい。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号が付けられた場合は、住居表示も記入して下さい。
- 4 節水型設備等の設置状況欄に記入しきれない場合は、別紙で添付して下さい。
- 5 この完了届は、**開発建築部建築指導課**に提出して下さい。
- 6 完了検査希望日の14日前までに検査予約をして下さい。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承下さい。

・現地確認の際、立会をお願いすることとなりますので、代理人が立ち会う場合は記入して下さい。建築主様の関係者(施工業者の担当者等)をご指名下さい。

第7号様式（第8条関係）

節水型設備等中間検査申請書

・検査希望日の7日前までには提出して下さい。

平成17年12月 1日

(あて先) 松山市長

・記載内容は、節水計画書の提出時と同じです。

建築主 住所 **松山市〇〇町〇-〇**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

フリガナ **マツヤマビルディング**

氏名 **〇〇株式会社**

代表取締役 **〇〇〇〇** 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 **089-9〇〇-〇〇〇〇**

節水型設備等の設置が部分的に完了したので、松山市大規模建築物の節水対策に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、中間検査の実施を申請します。

・節水計画確認書の日付と番号を記入して下さい。

1 節水計画確認書の交付年月日及び番号	平成17年 〇月 〇日 第 〇〇〇 号
2 建築物の名称	〇〇ビル
3 主要用途	事務所
4 建築物の場所	地名地番 松山市
	住居表示 松山市 〇〇町〇-〇
5 節水型設備等の設置状況(中間検査対象部分のみ)	別紙のとおり
6 部分完了年月日	平成17年12月 1日
7 中間検査希望日	平成17年12月20日
8 現場代理人	住所 松山市××町×-× 電話 089-9××-××××
	氏名 ××建設株式会社 担当者 ××××

・節水計画確認書の提出時に仮称だった場合で、正式名称が決定しているときは、正式名称を記載して下さい。

・住居表示が確定している場合は、そちらを優先して記入して下さい。

備考

- 1 太枠内のみ記入して下さい。
- 2 建築物の名称が決定したものについては、決定後の名称を記入して下さい。
- 3 建築物の場所の欄については、建築物に住居番号が付けられた場合は、住居表示も記入して下さい。
- 4 節水型設備等の設置状況欄に記入しきれない場合は、別紙で添付して下さい。
- 5 この申請書は、**開発建築部建築指導課**に提出して下さい。
- 6 中間検査希望日の14日前までに検査予約をして下さい。なお、日程の都合により検査希望日どおり検査できない場合がありますのでご了承下さい。

・現地確認の際、立会をお願いすることとなりますので、代理人が立ち会う場合は記入して下さい。建築主様の関係者(施工業者の担当者等)をご指名下さい。

第1号様式（第5条関係）

（あて先）松山市長

・補助金の申請ができる人は、「対象建築物に10m³を超える容量の雨水貯留設備を設置した人」です。申請する場合、完了検査終了後に交付される検査済証の写しの添付が必要となりますので、申請日は検査済証の交付日以降となります。
また、申請期限は検査済証の交付日から1年以内となっておりますので、ご注意ください。

令和3年 4月 1日

建築主 住 所 松山市〇〇町〇-〇

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ マルマルブシガイヤ

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 089-900-0000

大規模建築物雨水利用促進補助金交付申請書

松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

雨水利用設備の有効貯留容量	12.90 m ³
設置工事費の額	4,725,000 円
補助金交付申請額	100,000 円
添付書類	1 当該交付の対象となる雨水貯留設備に係る節水型設備等検査済証（又は節水型設備等中間検査済証）の写し 2 完納証明書（コピー不可、6箇月以内に交付されたもの） 3 設置工事費の額を証明する書類（領収書等） 4 その他市長が必要と認める
備考	

・補助金の額は、10m³を超える1m³毎（1m³未満の端数切捨て）に5万円（又は、設置工事費の額の3分の2のいずれか低い方の額）です。（上限は300万円です。）
記入例の場合は、5万円×2=10万円となります。

第3号様式（第7条関係）

・補助金の交付決定後に、交付決定通知書を送付いたします。
請求書の日付は、交付決定日以降にして下さい。

令和3年 4月20日

（あて先）松山市長

補助対象者 住 所 **松山市〇〇町〇-〇**

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

フリガナ **マルマルカブシカイヤ**

氏 名 **〇〇株式会社**

代表取締役 〇〇〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話 **089-900-0000**

大規模建築物雨水利用促進補助金交付請求書

松山市大規模建築物雨水利用促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求しますので、下記の私の口座へ振り込んでください。

・交付決定通知書に記載の指定番号を記入して下さい。

指 定 番 号	令和3年度 第 〇〇〇 号		
請 求 金 額	100,000 円		
金 融 機 関 名	△△ 銀行 □□ 本・支店 金庫 支所 農協 出張所		
預 金 種 別	普通 当座 ()	口座番号	×××××××
口 座 名 義 人	フリガナ	マルマルカブシカイヤ タヒョウトリシマリヤクシヤチヨウ マルマルマル	
	氏 名	〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇	

・口座は本人名義のものを記入して下さい。
（本人名義でない場合は、委任状が必要となります。）

節水型機器の設置計画（作成例）

建築物の名称	(仮称) 株式会社事務所ビル
建築物の場所	松山市 町 丁目 -

機器の種類，場所毎に番号を付け、図面にも表と同じ番号を明記して下さい。

1．節水型機器の設置場所等

図面		階数	設置場所	機器名	メーカー名	型式	設置数	
1	1	1	給湯室	シングルレバー水栓		x x 0 1	1	
	2		洗面所	自動水栓		E F - E 4	1	
	3~6		トイレ	大便器		x 0 6	4	
	7~9		トイレ	流水擬音装置		0 3	3	
1	14~15	1	トイレ	流水擬音装置		0 3	2	
2		2	該当機器なし					

節水型機器を設置していない階についても節水対象部分の面積の算定等に使用しますので、全ての図面に番号を付けて提出して下さい。
節水型機器の設置がない階については、例のように「なし」と記載して下さい。

機器の種類・型式毎にカタログ等、機器の性能・機能が分かる資料を添付して下さい。（同一の資料は重複して提出する必要はありません。同一型式の機器が複数の場所に設置されている場合は、全てを通じて1部で結構です。）

節水型機器を設置すべき場所に節水型機器でない機器を設置している場合は、その理由を明示して下さい。
また、併せてその代替手段を講じている場合は、それが分かるように作成して下さい。
例の場合は、流水擬音装置の設置によって設置基準を満たしているとは見なしますが、代替手段を講じない場合は、設置しない理由として認められるのは「給排水に支障を生じる」などの合理的なものに限られます。

2．節水型機器でない機器等を設置している場所

図面		階数	設置場所	機器名	設置できない理由
1	10~11	1	トイレ	単水栓	社員用であるため(7~9で基準を満たしている)
	12~13		トイレ	大便器	来客用であるため(14,15で基準を満たしている)

3．上記2の代替手段

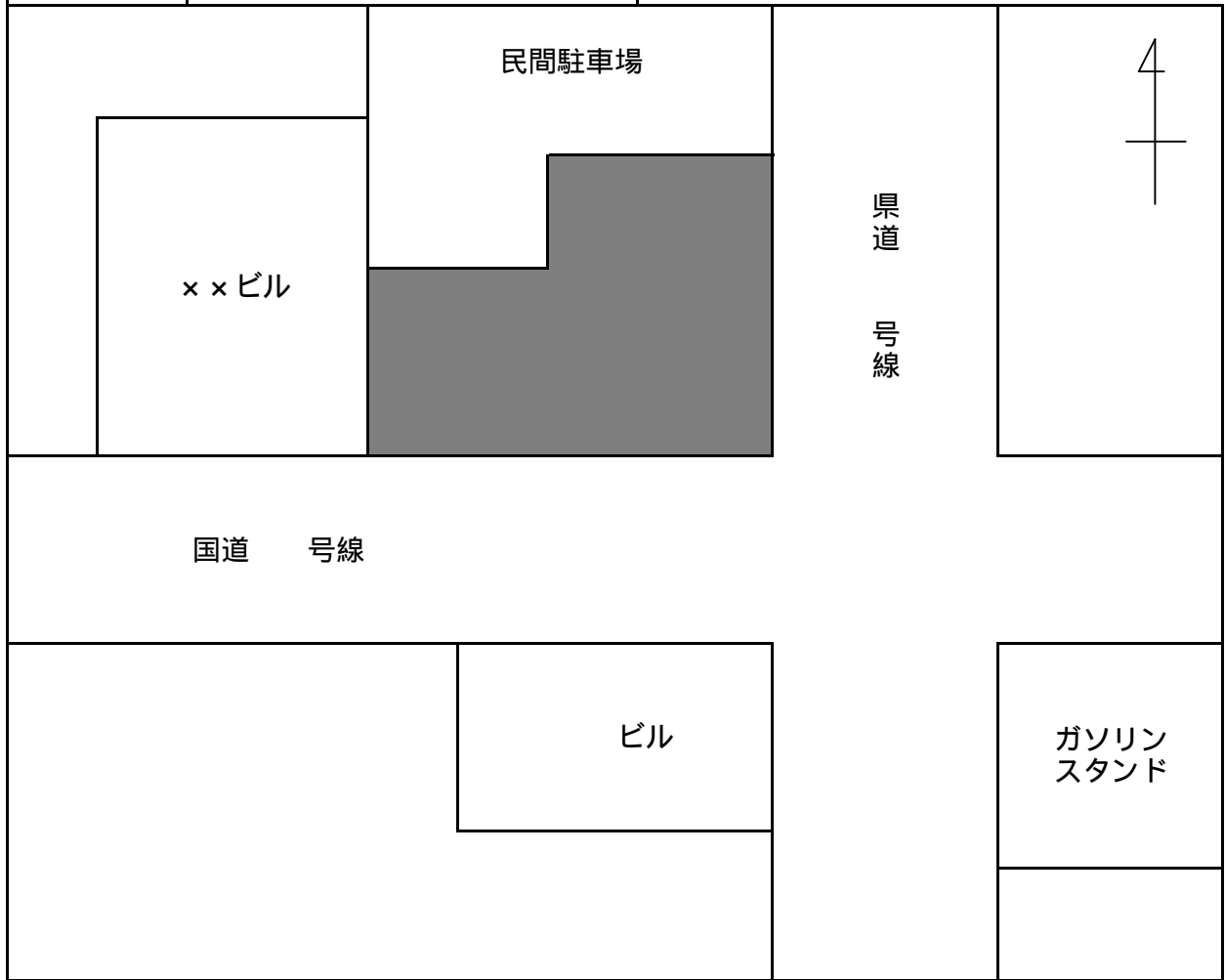
図面		階数	設置場所	機器名	メーカー名	型式	設置個数

付近見取図の記入例

付近見取図

図面	1
(仮称)	(株)事務所ビル 付近見取図

建築物の場所	松山市 町 -
--------	---------



建築主	株式会社 代表取締役
設計者	1級建築士
施工者	××建設株式会社

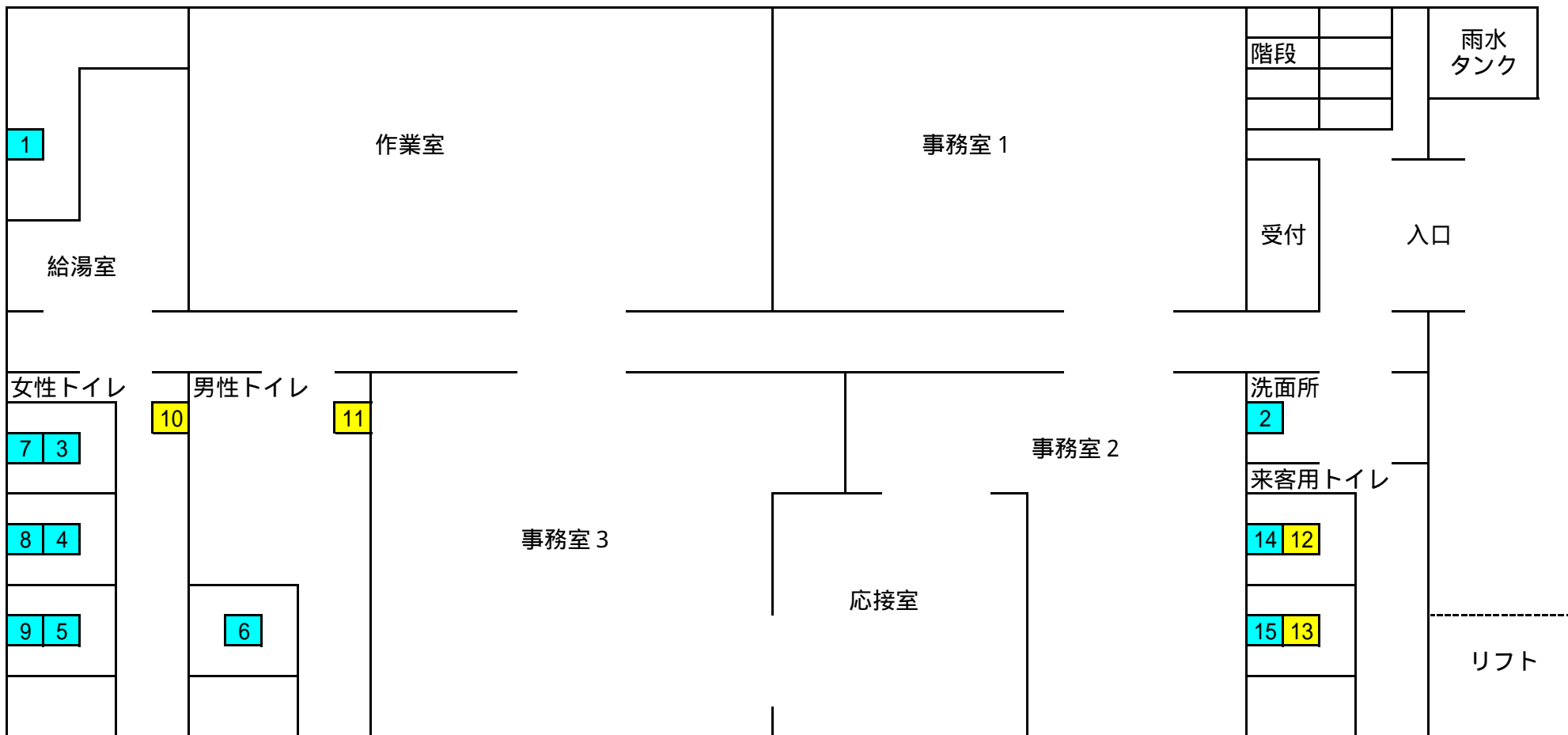
図面への記入例 1 (添付資料中2.~4.を併用した事例)

近接した雨どいから貯留

縮尺：1 /

図面	2
(仮称)	(株)事務所ビル 平面図 1階

凡例 節水型機器の設置箇所
 節水型機器でない機器等の設置箇所



- 56 -

1	延べ面積	m ²
2	うち節水対象部分の面積	m ²
3	うち上記以外の面積	0 m ²

建築主	株式会社 代表取締役
設計者	1級建築士
施工者	××建設株式会社

3については、図面上「斜線」で表示

図面への記入例 2 (添付資料中2.~4.を併用した事例, 節水対象部分以外の面積があるもの)

図面	3
(仮称)	(株)事務所ビル 平面図 2階

縮尺: 1 /



- 57 -

1	延べ面積	m ²
2	うち節水対象部分の面積	m ²
3	うち上記以外の面積	m ²

3については、図面上「斜線」で表示

建築主	株式会社 代表取締役
設計者	1級建築士
施工者	××建設株式会社

(8) 松山市節水型都市づくり条例

平成15年条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠な水資源が有限であるということの共通認識を前提にして、市、市民及び事業者が一体となって各施策を総合的に展開することにより、自然との共生の中で均衡のとれた水収支が形成され、渇水にも強い都市をつくること（以下「節水型都市づくり」という。）について基本理念その他必要な事項を定めることにより、節水型都市づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで潤いのある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 節水 水を合理的に利用して不必要な水の使用を抑制することをいう。
- (2) 水資源 生活、農業、工業、発電等のための資源としての水をいう。
- (3) 市民 本市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、又は本市の区域外から市内に通勤・通学をする者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動（非営利活動を含む。）を行う個人又は法人をいう。
- (5) 雑用水 雨水、建築物から排出される水等を貯留し、又は処理した水で、水洗便所の洗浄、散水、清掃その他これらに類する用途に使用するものをいう。

(基本理念)

第3条 節水型都市づくりの基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 水の大切さを十分に認識し、節水意識を高揚するとともに、水の使い方を工夫し、不必要な水の使用を抑制すること。
- (2) 水資源を有効に活用するため、雨水利用、水の循環利用等を積極的に推進すること。
- (3) 水資源を将来に向けて守り育てるため、雨水の地下浸透の促進・保持、水源かん養林の整備等を行うこと。
- (4) 市民生活、産業活動等に必要水を安定的に供給するための水量が不足する場合において、新たな水資源の確保を行うこと。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、次の事項を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- (1) 総合的な水の管理を行うため、長期的水需給計画を策定し、これに基づく施策を実施すること。
- (2) 市民及び事業者に対して、節水型都市づくりに関する情報を積極的に提供するとともに、あらゆる

る行政上の施策を通じて節水意識の高揚を図ること。

(3) 公共施設の整備その他の事業を実施する場合等において、積極的に節水及び水の有効利用に取り組み、その先導的役割を果たすこと。

(4) 雑用水の利用を促進するため、設備の設置等に関し必要な施策を実施すること。

(5) 水資源が質・量共に保全されるよう必要な施策を実施すること。

(6) 広域的な取組を必要とする水資源の確保及び保全に関する施策について、国、県その他の地方公共団体、関係団体等と連携・協力すること。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は日常生活において、事業者は事業活動において、それぞれ基本理念にのっとり、節水及び水の有効利用並びに水資源の保全に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市内において、台所、浴室、水洗便所等に水を使用する機器を設置し、又は購入するときは、節水効果が高い機器を選択すること等により節水に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市内において、水洗便所の洗浄、散水、清掃その他これらに類する用途に水を使用するときは、雑用水を利用すること等により水の有効利用に努めるものとする。

4 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、水資源の利用及び保全に関して次の事項に配慮するよう努めるものとする。

(1) 水の採取、利用等による環境の著しい変化が生じることのないようにすること。

(2) 合理的な水の利用を図ること等により取水量を削減すること。

(3) 水源かん養林の整備に協力すること等により森林を育成・保全すること。

(4) 土地の造成等を行う場合において非被覆地を設けること等により雨水の地下浸透を促進・保持すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(各主体の連携・協力)

第6条 市、市民及び事業者は、節水及び水の有効利用並びに水資源の利用及び保全に関して、互いに積極的な連携・協力を図らなければならない。

(支援)

第7条 市は、市民及び事業者が節水型都市づくりに取り組むことを促進するため必要があると認めるときは、技術的支援その他の措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的な援助をするこ

とができる。

(措置)

第8条 市長は、節水型都市づくりを推進するため必要があると認めるときは、市民、事業者等に対して、助言し、又は指導することができる。

2 節水型都市づくりを推進するため特に必要があると認められる場合における市民、事業者等が講じべき措置については、別に条例で定める。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年8月1日から施行する。

(9) 水道又は下水道に接続する場合の基準

水道に接続する場合

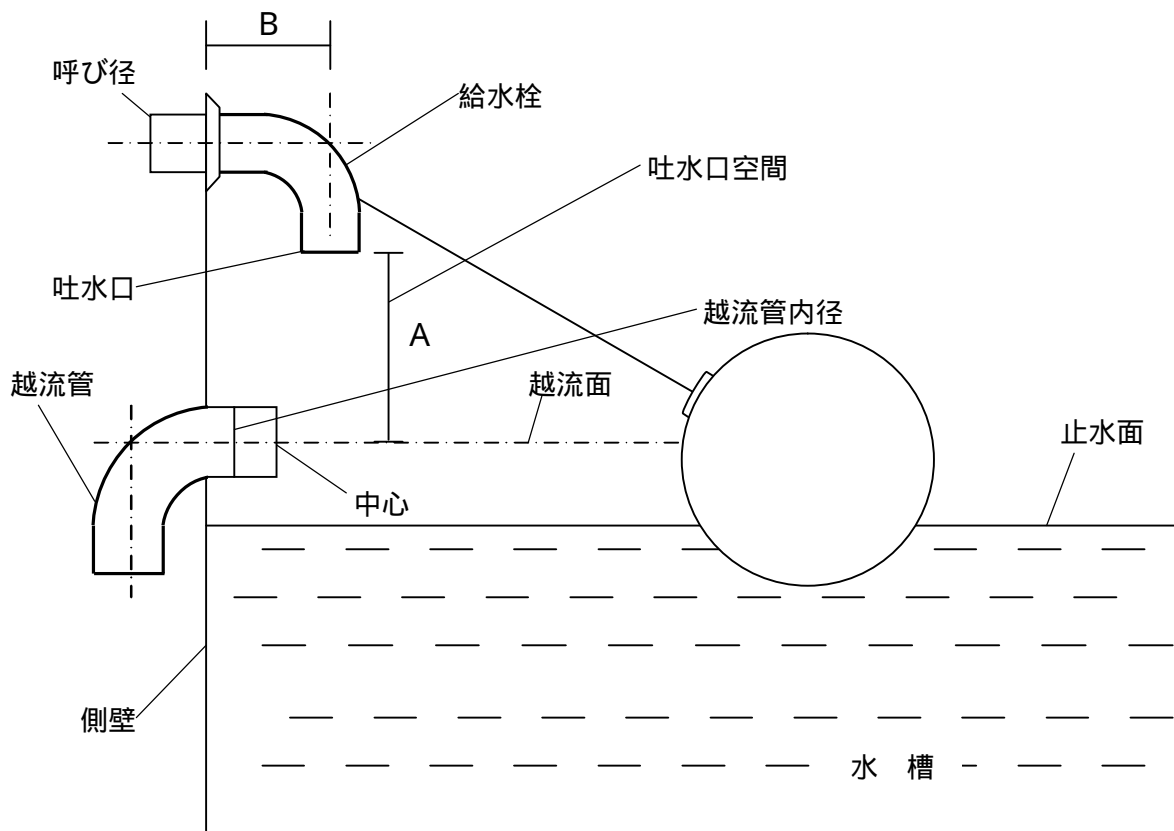
節水型機器については、水道（上水道や簡易水道）に接続する場合は、松山市水道事業給水条例等に従って実施するほか、水道法上の「給水装置」としての基準を満たす必要があります。（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令は63ページ以降に掲載しています。）

特に、雨水貯留設備については、逆流防止に関する措置として下記の基準がありますのでご注意ください。これらの基準の詳細については、厚生労働省（健康局水道課）のホームページ上の「給水装置データベース」の項をご参照下さい。

ホームページアドレス：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/index.html>

雨水貯留設備で水道水を補給する場合の基準

呼び径	越流面から給水栓吐水口までの高さ（A）	側壁と給水栓吐水口までの高さ（B）
13 mm	25 mm以上	25 mm以上
20 mm	40 mm以上	40 mm以上
25 ~ 50 mm	50 mm以上	50 mm以上
75 mm以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上



図（横取り出し）

お問い合わせ先 松山市公営企業局水道サービス課
089-998-9807

下水道に接続する場合

雨水貯留設備及び雨水浸透設備を設置し、当該雨水を下水道に排除しようとするときは、「下水道法」など法令等の基準を満たすとともに、「松山市下水道条例」及び「松山市下水道条例施行規則」により下水道使用料を納付していただきます。

【参考】松山市下水道条例施行規則（抄）

（排水設備の技術上の基準）

第3条 条例第4条第3号の規定による排水設備を公共下水道に接続させる場合は、取付ます及び取付管で行い、取付ますの位置は、宅地内にあつて維持管理に支障がないものとし、かつ、公共下水道の本管に近い場所で次の技術上の基準によらなければならない。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、コンクリート製汚水ますの場合にあつては、インバート上流端の接続孔に、管底高のずれが生じないように、かつ、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲を止水剤及びモルタルにより仕上げること。
- (2) 雨水のみを排除するための排水設備は、コンクリート製雨水ますの場合にあつては、下流管底高以上の箇所必要の孔を空け、ますの内壁に突き出ないように差し入れ、その周囲を止水剤及びモルタルにより仕上げること。
- (3) 前2号の規定によりがたい特別の理由があるときは、市長の指示を受けること。
- (4) 取付管で公道に布設されるものについては、鉄筋コンクリート管又は硬質塩化ビニル管とすること。
- (5) プラスチック製ますは、原則として既設流入受口に接続することとし、既設流入受口に接続できない場合にあつては、立上管（土被り40センチメートル以上とする。）に専用孔機で削孔し、専用接合材により接続を行うこと（原則1箇所とする。）。
- (6) プラスチック製ます用防護鉄蓋のずれ及び傾きは、砕石基礎から調整を行い、当該防護鉄蓋がずれないように注意し、周囲を均等に埋め戻すこととし、発生土を用いる場合にあつては、砂利及びがれき等は必ず取り除くこと。

（排水設備の構造上の基準）

第4条 排水設備の構造は、次の基準によらなければならない。ただし、建物土地等の状況その他の理由により、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 管渠 管渠の構造は、暗渠としなければならない。ただし、雨水渠及び管理上支障があるため暗渠によりがたい汚水渠にあつては、開渠とすることができる。
- (2) ます
ア ますは、暗渠の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは種類が異なる管渠の接続箇所又は勾配が著しく変化する箇所に設けなければならない。ただし、清掃又は検査の容易な場所には、枝付管又は曲管を用いることができる。
イ 管渠の直線部には、管径の120倍以下の間隔でますを設けなければならない。
ウ ますは、内径又は内径の15センチメートル以上の円形又は角形とし、管渠の内径及び埋設の深さに従つて清掃又は検査に差し支えない大きさとしなければならない。
エ ますの底部は、雨水管渠に属するものは深さ15センチメートル以上の泥溜を設け、その他のものはこれに集合又は接続する管渠の内径及び内径の幅に応じたインバートを設け、汚泥が溜らないようにしなければならない。
オ ますには、密閉蓋を設けなければならない。ただし、雨水管渠用のますは、格子蓋を設けることができる。
- (3) 防臭装置 管渠の必要な箇所には、防臭弁等を設け、当該防臭弁等は、清掃又は検査の容易な構造としなければならない。
- (4) ごみよけ装置 台所、浴室、洗濯場その他下水の流通を妨げる個型物を排出するおそれのある吐口には、目幅8ミリメートル以下のストレーナー等のごみよけ装置を取り付けなければならない。
- (5) 油脂遮断装置 油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他油脂類を多量に排出する場所の吐口には、油脂遮断装置を設けなければならない。
- (6) 沈砂装置 洗車場その他土砂を多量に排出する場所には、適当な砂溜りを設けなければならない。
- (7) 構造及び材料 管渠及びますその他附属装置は、鉄筋コンクリート製、硬質塩化ビニル製又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有するものを用い、水密構造としなければならない。
- (8) その他の装置 単体型ディスポーザ（生ごみ等を粉碎し、直接公共下水道に排除する装置をいう。）は、設けてはならない。

お問い合わせ先 松山市下水道部下水道サービス課
089-948-6530

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(平成九年三月十九日)

(厚生省令第十四号)

水道法施行令(昭和三十二年政令第三百三十六号)第四条第二項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(耐圧に関する基準)

第一条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 一 給水装置(貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 二 貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具(次号に規定する部分を除く。)は、耐圧性能試験により〇・三メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 三 前号の給水用具のうち一缶二水路型貯湯湯沸器(一つの熱交換器を浴槽内の水等の加熱及び給湯に兼用する構造の貯湯湯沸器をいう。)は、その浴槽内の水等の加熱用の水路(熱交換器内のものに限る。)の部分については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により一・七五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 四 Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前三号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により二〇キロパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第二条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第三条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を〇・一五メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が一・五メガ

パスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンパーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第四条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第五条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方百五十ミリメートル以上の位置)に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が三ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(八において「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により三キロパスカル及び一・五メガパスカルの静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第一欄に掲げるものに対する口の規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	一・五メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具((3)及び(4)に規定するものを除く。)	三キロパスカル及び一・五メガパスカル	三キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4)に規定するものを除く。)	一・五メガパスカル	五〇キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであつて逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	一・五メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は五〇キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が七五ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス五四キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が二五ミリメートル以下のものにあつては、別表第二の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が二五ミリメートルを超えるものにあつては、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第二号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第六条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により十萬回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下二〇度プラスマイナス二度の温度で一時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び前条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第七条 弁類(前条本文に規定するものを除く。)は、耐久性能試験により十萬回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第一条第一項に規定する性能、第三条に規定する性能及び第五条第一項第一号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月二九日厚生労働省令第一三八号)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 (平成一六年一月二六日厚生労働省令第六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十七年三月三十一日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物(全有機炭素(TOC)の量)の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、同項の中欄中「○・

五mg/l」とあるのは「一・〇mg/l」と、同項の下欄中「五mg/l」とあるのは「一〇mg/l」とする。

第三条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「〇・〇〇〇五mg/l」とあるのは「〇・〇〇五mg/l」とする。

第四条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第二条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第一

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	カドミウムの量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、〇・〇〇〇〇五mg/l以下であること。	水銀の量に関して、〇・〇〇〇五mg/l以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	セレンの量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	鉛の量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	ヒ素の量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇〇五mg/l以下であること。	六価クロムの量に関して、〇・〇五mg/l以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、〇・〇〇一mg/l以下であること。	シアンの量に関して、〇・〇一mg/l以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一・〇mg/l以下であること。	一〇mg/l以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、〇・〇八mg/l以下であること。	フッ素の量に関して、〇・八mg/l以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、〇・一mg/l以下であること。	ホウ素の量に関して、一・〇mg/l以下であること。
四塩化炭素	〇・〇〇〇二mg/l以下であること。	〇・〇〇二mg/l以下であること。
一・四 ジオキサン	〇・〇〇五mg/l以下であること。	〇・〇五mg/l以下であること。
一・二 ジクロロエタン	〇・〇〇〇四mg/l以下であること。	〇・〇〇四mg/l以下であること。
一・一 ジクロロエチレン	〇・〇〇二mg/l以下であること。	〇・〇二mg/l以下であること。
シス 一・二 ジクロロエチレン	〇・〇〇四mg/l以下であること。	〇・〇四mg/l以下であること。
ジクロロメタン	〇・〇〇二mg/l以下であること。	〇・〇二mg/l以下であること。
テトラクロロエチレン	〇・〇〇一mg/l以下であること。	〇・〇一mg/l以下であること。
一・一・二 トリクロロエタン	〇・〇〇〇六mg/l以下であること。	〇・〇〇六mg/l以下であること。
トリクロロエチレン	〇・〇〇三mg/l以下であること。	〇・〇三mg/l以下であること。

ベンゼン	0.001mg/l以下であること。	0.01mg/l以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/l以下であること。	0.08mg/l以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/l以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/l以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/l以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/l以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/l以下であること。	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/l以下であること。	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。
塩化物イオン	20mg/l以下であること。	200mg/l以下であること。
蒸発残留物	50mg/l以下であること。	500mg/l以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.2mg/l以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/l以下であること。	0.02mg/l以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/l以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5mg/l以下であること。	5mg/l以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/l以下であること。	0.01mg/l以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/l以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/l以下であること。
二・四 トルエンジアミン	0.002mg/l以下であること。	0.002mg/l以下であること。
二・六 トルエンジアミン	0.001mg/l以下であること。	0.001mg/l以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/l以下であること。	0.01mg/l以下であること。
スチレン	0.002mg/l以下であること。	0.002mg/l以下であること。
一・二 ブタジエン	0.001mg/l以下であること。	0.001mg/l以下であること。
一・三 ブタジエン	0.001mg/l以下であること。	0.001mg/l以下であること。
備考	<p>主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあっては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/l」とあるのは「0.007mg/l」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/l」とあるのは「0.97mg/l」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/l」とあるのは「0.98mg/l」とする。</p>	

別表第二

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの 水平距離	越流面から吐水口の中心までの 垂直距離
一三ミリメートル以下のもの	二五ミリメートル以上	二五ミリメートル以上
一三ミリメートルを超え二〇ミリ メートル以下のもの	四〇ミリメートル以上	四〇ミリメートル以上
二〇ミリメートルを超え二五ミリ メートル以下のもの	五〇ミリメートル以上	五〇ミリメートル以上
備考		
<p>1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、又は「四〇ミリメートル」とあるのは、「五〇ミリメートル」とする。</p> <p>2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあつては、この表下欄中「二五ミリメートル」とあり、「四〇ミリメートル」とあり、又は「五〇ミリメートル」とあるのは、「二〇〇ミリメートル」とする。</p>		

別表第三

区分			越流面から吐水口の最下端までの 垂直距離
近接壁の影響がない場合			$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
近接壁の 影響が ある場合	近接壁が 一面の場合	壁からの離れが $(3 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(3 \times D)$ ミリメートルを超え $(5 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(5 \times D)$ ミリメートルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
	近接壁が 二面の場合	壁からの離れが $(4 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3.5 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(4 \times D)$ ミリメートルを超え $(6 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(3 \times d)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(6 \times D)$ ミリメートルを超え $(7 \times D)$ ミリメートル以下のもの	$(2 \times d + 5)$ ミリメートル以上
		壁からの離れが $(7 \times D)$ ミリメートルを超えるもの	$(1.7 \times d + 5)$ ミリメートル以上
	備考		
<p>1 D:吐水口の内径(単位 ミリメートル) d:有効開口の内径(単位 ミリメートル)</p> <p>2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。</p> <p>3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。</p> <p>4 浴槽に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が五〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は五〇ミリメートル以上とする。</p> <p>5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置(吐水口一体型給水用具を除く。)において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が二〇〇ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離が二〇〇ミリメートル以上とする。</p>			

(10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律について

お問い合わせ先：松山市保健所 生活衛生課
911-1807

1. 次の施設(特定建築物)に該当する場合、保健所に届出義務があります

特定建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条に基づく届出）

特定建築物とは

- ・ 建築基準法にいう建築物であること
- ・ $A^1 > 3,000\text{m}^2$ ($A^2 > 8,000\text{m}^2$)

A = 特定用途の延べ床面積

特定用途とは

- A¹...旅館、事務所、店舗、百貨店、興行場、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、下記A²以外の学校等
- A²...学校教育法第1条に規定する学校

特定用途の延べ床面積Aとは

- 専ら特定用途に供される部分
- 特定用途に付随する部分（廊下、階段、洗面所等）
- 特定用途に付属する部分（百貨店内の倉庫、事務所付属の駐車場等）

類似施設も該当する場合がありますので、不明な場合は保健所まで問い合わせください。

2. 特定建築物における使用水の基準について

1) 水道水質基準への適合等が必要な水の範囲

人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活用に水（温水を含む。）を供給する場合

2) 雑用水を供給する場合の必要な措置

散水、修景、清掃、水洗便所の用に供する水（雑用水）として、雨水、下水処理水等を使用する場合

3) 空気調和設備に関する衛生上必要な措置

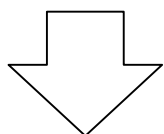
空気調和設備を設けている場合



別添「詳細」及び「参考資料」の基準がかかります

1) 水道水質基準への適合等が必要な水の範囲

人の飲用、炊事用、浴用その他の生活用に水（温水を含む。）を供給する場合



次の基準がかかります！

1 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm(結合残留塩素の場合は、0.4ppm)以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、0.2ppm(結合残留塩素の場合は、1.5ppm)以上とすること。

2 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。

3 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 水質基準省令の表中1の項、2の項、6の項、10の項、31の項、33の項、34の項、37の項、39の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項について、6月以内ごとに1回、定期に、行うこと。

ロ 水質基準省令の表中9の項、21の項から30の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に1回、行うこと。

4 地下水その他の3に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

ロ 水質基準省令の表中1の項、2の項、6の項、10の項、31の項、33の項、34の項、37の項、39の項及び45の項から50の項までの項の上欄に掲げる事項について、6月以内ごと1回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中9の項、21の項から30の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、6月1日から9月30日までの間に1回、行うこと。

ニ 水質基準省令の表中13の項、15の項から20の項までの項及び44の項の上欄に掲げる事項について、3年以内ごとに1回、定期に、行うこと。

5 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

6 4に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の中欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

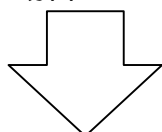
7 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ7日以内、1年以内ごとに1回、定期的に、行うこと。

8 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

9 給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、水道水質基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めること。

2) 雑用水を供給する場合の必要な措置

散水、修景、清掃、水洗便所の用に供する水(雑用水)として、雨水、下水処理水等を使用する場合



次の基準がかかります！

1 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm(結合残留塩素の場合は、0.4ppm)以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、0.2ppm(結合残留塩素の場合は、1.5ppm)以上とすること。

2 雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。

3 散水、修景又は清掃の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。

イ し尿を含む水を原水として用いないこと。

ロ 次の表の各号の左側に掲げる事項が当該各号の右側に掲げる基準に適合するものであること。

pH値	5.8以上8.6以下であること。
臭気	異常でないこと。
外観	ほとんど無色透明であること。
大腸菌	検出されないこと。
濁度	2度以下であること。

ハ pH値、臭気、外観の検査を7日以内ごとに1回、大腸菌、濁度の検査を2月以内ごとに1回、定期的に、行うこと。

4 水洗便所の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。

イ pH値、臭気、外観、大腸菌についてが上表の基準に適合するものであること。

ロ pH値、臭気、外観の検査を7日以内ごとに1回、大腸菌の検査を2月以内ごとに1回、定期的に、行うこと。

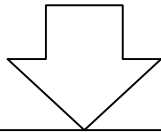
5 遊離残留塩素の検査を、7日以内ごとに1回、定期的に、行うこと。

6 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知すること。

7 給水に関する設備を設けて雑用水を供給する場合は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めること。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合又は雑用水を水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道若しくは同条第6項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として供給する場合は、この限りでない。

3) 空気調和設備に関する衛生上必要な措置

空気調和設備を設けている場合



次の基準がかかります！

- 1 冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合していること。
- 2 冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃及び換水等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 3 加湿装置について、当該加湿装置の使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 4 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期的に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない。
- 5 冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃を、それぞれ1年以内ごとに1回、定期的に、行うこと。

空気環境の調整

参考資料

ア) 基準値及び測定方法

	測定項目	基準値	測定方法
1	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下	重量法（GF法）等 （校正済みの機器を使用すること）
2	一酸化炭素	100万分の10以下 （10mg/l以下）	検知管方式
3	二酸化炭素	100万分の1,000以下 （1,000mg/l）	検知管方式
4	温度	17～28 （居室における温度を外気の温度より低く する場合は、その差を著しくしないこと。）	温度計（0.5目盛）
5	相対湿度	40%～70%	乾湿球湿度計（0.5目盛）
6	気流	0.5m/s以下	風速計 （0.2m/s以上の気流が測定可能なもの）
7	ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³	2・4ジニトロフェニルドラジーン捕集 - 高速液体カマトグラフィ及び4アミノ3ヒドロキシ-5-メチルピト-1・2・4トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

・1～6は2ヵ月に1回、定期的に行うこと

・7は新築、増築、大規模修繕、大規模の模様替えを完了し、当該建築物の使用を開始した時点から間近の6月1日から9月30日までの間に1回測定すること

給水施設

ア) 飲料水

項目	基準値	回数
残留塩素	遊離 通常 0.1mg/l 汚染時 0.2mg/l	7日に1回
	結合 通常 0.4mg/l 汚染時 1.5mg/l	
貯水槽の水質検査	水道法に基づく水質基準に適合すること 掃除、水張り後の水質検査項目は、色度、濁度、臭気、味、残留塩素	検査期間別水質検査項目の一覧参照

イ) 雑用水

*「大腸菌群」の検査を「大腸菌」の検査へ変更（平成16年4月1日）

項目	基準値	回数
残留塩素	遊離 通常 0.1mg/l 汚染時 0.2mg/l	7日に1回
	結合 通常 0.4mg/l 汚染時 1.5mg/l	
散水、修景又は清掃に使用するもの し尿を含む場合は使用不可	pH値	5.8以上8.6以下
	臭気	異常でないこと
	外観	ほとんど無色透明であること
	大腸菌	検出されないこと
水洗便所に使用するもの	pH値	5.8以上8.6以下
	臭気	異常でないこと
	外観	ほとんど無色透明であること
	大腸菌	検出されないこと

検査期間別水質検査項目の一覧

ア) 水源として水道水を使用

7日に1回	6ヶ月に1回		1年に1回 (6月1日～9月30日)	3年に1回	給水開始時
	○	1回省略可(年1回)			
遊離残留塩素	1 一般細菌 2 大腸菌 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 37 塩化物イオン 45 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 46 pH値 47 味 48 臭気 49 色度 50 濁度	6 鉛及びその化合物 31 亜鉛及びその化合物 33 鉄及びその化合物 34 銅及びその化合物 39 蒸発残留物	9 シアン化物イオン及び塩化シアン 21 クロロ酢酸 22 クロロホルム 23 ジクロロ酢酸 24 ジブromクロロメタン 25 臭素酸 26 総トリハロメタン 27 トリクロロ酢酸 28 ブromジクロロメタン 29 ブromホルム 30 ホルムアルデヒド		必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合については別表1中の必要な項目について検査を実施

イ) 地下水等を使用

7日に1回	6ヶ月に1回		1年に1回 (6月1日～9月30日)	3年に1回	給水開始時
	○	1回省略可(年1回)			
遊離残留塩素	1 一般細菌 2 大腸菌 10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 37 塩化物イオン 45 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 46 pH値 47 味 48 臭気 49 色度 50 濁度	6 鉛及びその化合物 31 亜鉛及びその化合物 33 鉄及びその化合物 34 銅及びその化合物 39 蒸発残留物	9 シアン化物イオン及び塩化シアン 21 クロロ酢酸 22 クロロホルム 23 ジクロロ酢酸 24 ジブromクロロメタン 25 臭素酸 26 総トリハロメタン 27 トリクロロ酢酸 28 ブromジクロロメタン 29 ブromホルム 30 ホルムアルデヒド	13 四塩化炭素 15 1,1-ジクロロエチレン 16 シス-1,2-ジクロロエチレン 17 ジクロロメタン 18 テトラクロロエチレン 19 トリクロロエチレン 20 ベンゼン 44 フェノール類	別表1中のすべての項目について検査を実施 必要な場合 色、濁り、臭い、味等に異常が認められた場合、又は周囲の状況から判断して、基準に適合しないおそれがある場合は別表1中の必要な項目について検査を実施

別表1：水質基準(基準項目)

項目名	新基準	項目名	新基準
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	26 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/l以下
2 大腸菌	検出されないこと	27 トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量が0.01 mg/l以下	28 ブromジクロロメタン	0.03 mg/l以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量が0.0005 mg/l以下	29 ブromホルム	0.09 mg/l以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量が0.01 mg/l以下	30 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量が0.01 mg/l以下	31 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量が1.0 mg/l以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量が0.01 mg/l以下	32 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量が0.2 mg/l以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量が0.05 mg/l以下	33 鉄及びその化合物	鉄の量が0.3 mg/l以下
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量が0.01 mg/l以下	34 銅及びその化合物	銅の量が1.0 mg/l以下
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	35 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量が200 mg/l以下
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量が0.8 mg/l以下	36 マンガン及びその化合物	マンガンの量が0.05 mg/l以下
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量が1.0 mg/l以下	37 塩化物イオン	200 mg/l以下
13 四塩化炭素	0.002 mg/l以下	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下
14 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	39 蒸発残留物	500 mg/l以下
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	40 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	41 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001 mg/l以下
17 ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	42 1,2,7,7-テトラメチルピピロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001 mg/l以下
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	44 フェノール類	フェノールの量に換算して0.005 mg/l以下
20 ベンゼン	0.01 mg/l以下	45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5 mg/l以下
21 クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	46 pH値	5.8以上8.6以下
22 クロロホルム	0.06 mg/l以下	47 味	異常でないこと
23 ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下	48 臭気	異常でないこと
24 ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下	49 色度	5度以下
25 臭素酸	0.01 mg/l以下	50 濁度	2度以下

平成16年4月1日変更、平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

(11) 節水対象部分かどうかの判断の目安

用途		節水対象部分	判断の目安
トイレ・浴室・シャワー室・台所・厨房・洗面所など		○	設置基準に示された場所は全て○
「居室」に該当する部分		○	設置基準に示された場所以外でも、日常、人が使用すると考えられる場所は○
駐車場、駐輪場（車庫）	人の乗降、荷物の上げ降ろし等のスペース含む	×	駐車場（駐輪場）専用スペースであること（廊下等を自転車置き場に転用している場合等においては、本来の用途で判断）
倉庫	倉庫業を営む営まないにかかわらず倉庫で、人の出入りがある場所	×	水回り（清掃用水栓や作業員用の手洗いは対象外）がない囲まれた室は対象外
	原材料や製品等の保管場所で、日常、人の出入りがない又は駐在しない場所	×	毎日、荷物の出し入れがある場合でも、荷物の出し入れ以外で人が出入りしない場合は× （概ね人の出入りの状況に応じて判断）
	住宅や事務所などの保管庫（押入れ等を含む）	○	「居室」に準じるものとして、節水対象部分に含める
廊下・階段等	事務所や居住スペースに隣接	○	「居室」に準じるものとして、節水対象部分に含める
	上記以外	△	居住スペース等に隣接していなくても、日常、人の出入りがある場合は○ 倉庫など、日常、人の出入りがない場所に隣接する場合は× （概ね隣接する部分に準じるものとして判断）
工場の生産スペース	日常、人の出入りがない又は駐在しない場所	×	フルオートメーションの工場などは× それ以外でも、メンテナンス等で人が出入りする程度であれば×
	日常、人の出入りがある場所	△	「居室」に当たる場合は○、それ以外の場合は状況に応じて判断
上記以外		△	人の出入りや水使用の状況等に応じて判断

注1) 節水対象部分は、直接的に水を使用する場所だけが対象となるものではありません。

注2) 節水対象部分の面積が1,000㎡を大幅に超える場合は、延べ面積等＝節水対象部分の面積としても差し支えありません。

注3) 判断できない事例については、下記までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

松山市開発建築部 建築指導課

TEL 089-948-6511 FAX 089-934-0640

Eメール: kenchikus@city.matsuyama.ehime.jp

松山市大規模建築物の節水対策に関する条例 運用の手引き

平成 17 年 2 月 1 日 作成

平成 17 年 4 月 1 日 改訂

平成 18 年 2 月 1 日 改訂

平成 18 年 4 月 1 日 改訂

平成 25 年 4 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂

令和 6 年 4 月 1 日 改訂

【問い合わせ先】

松山市開発建築部 建築指導課

電話 089-948-6511

ファクシミリ 089-934-0640

Eメール kenchikus@city.matsuyama.ehime.jp